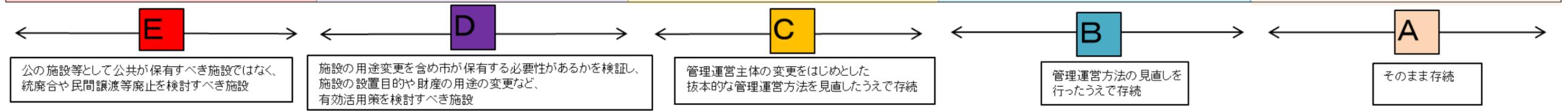
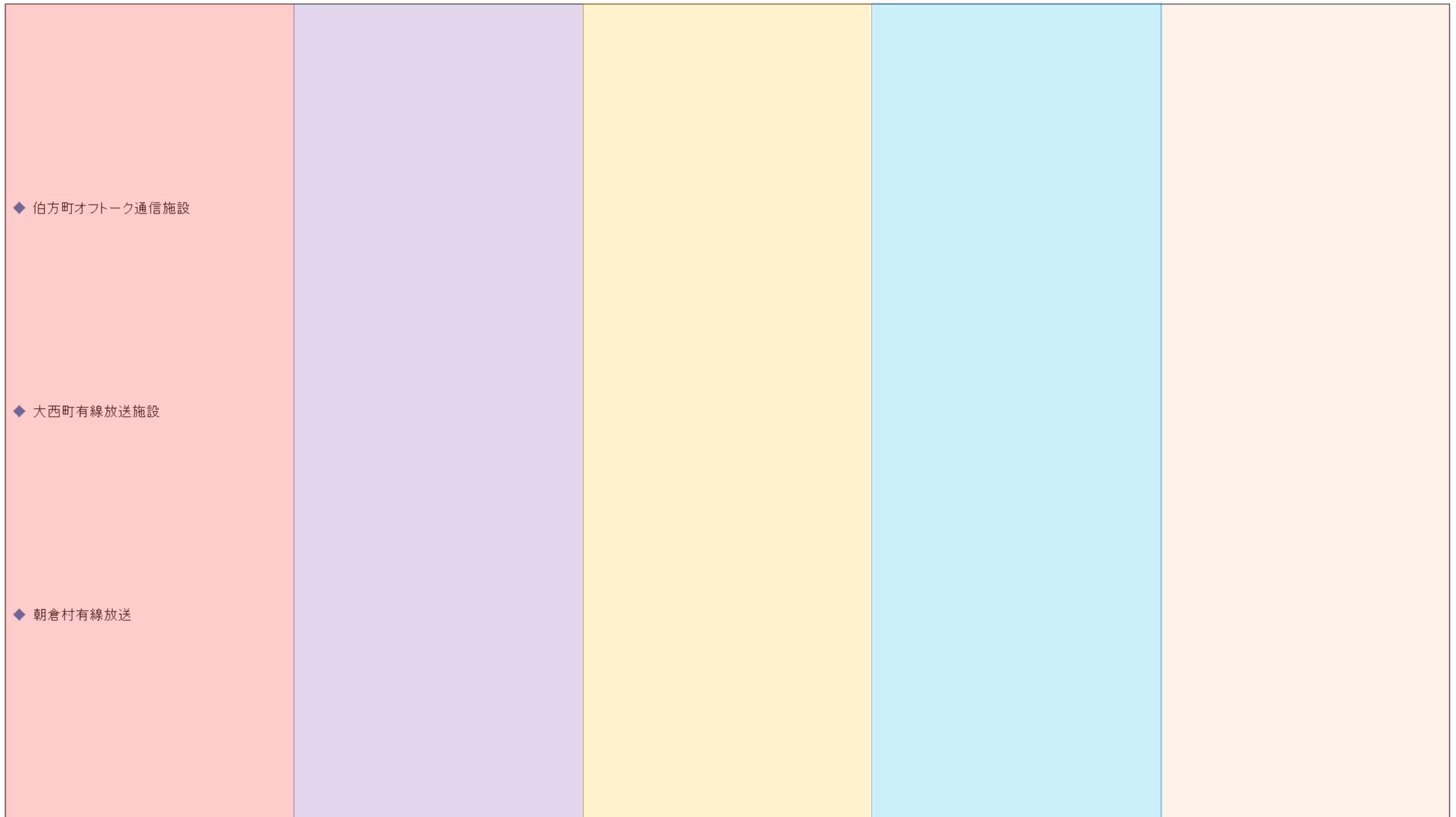


公の施設等評価及びあり方方針
(グループ別)

今 治 市
平成26年5月1日

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【基盤施設】 01有線ラジオ放送施設



【01 有線ラジオ放送施設】

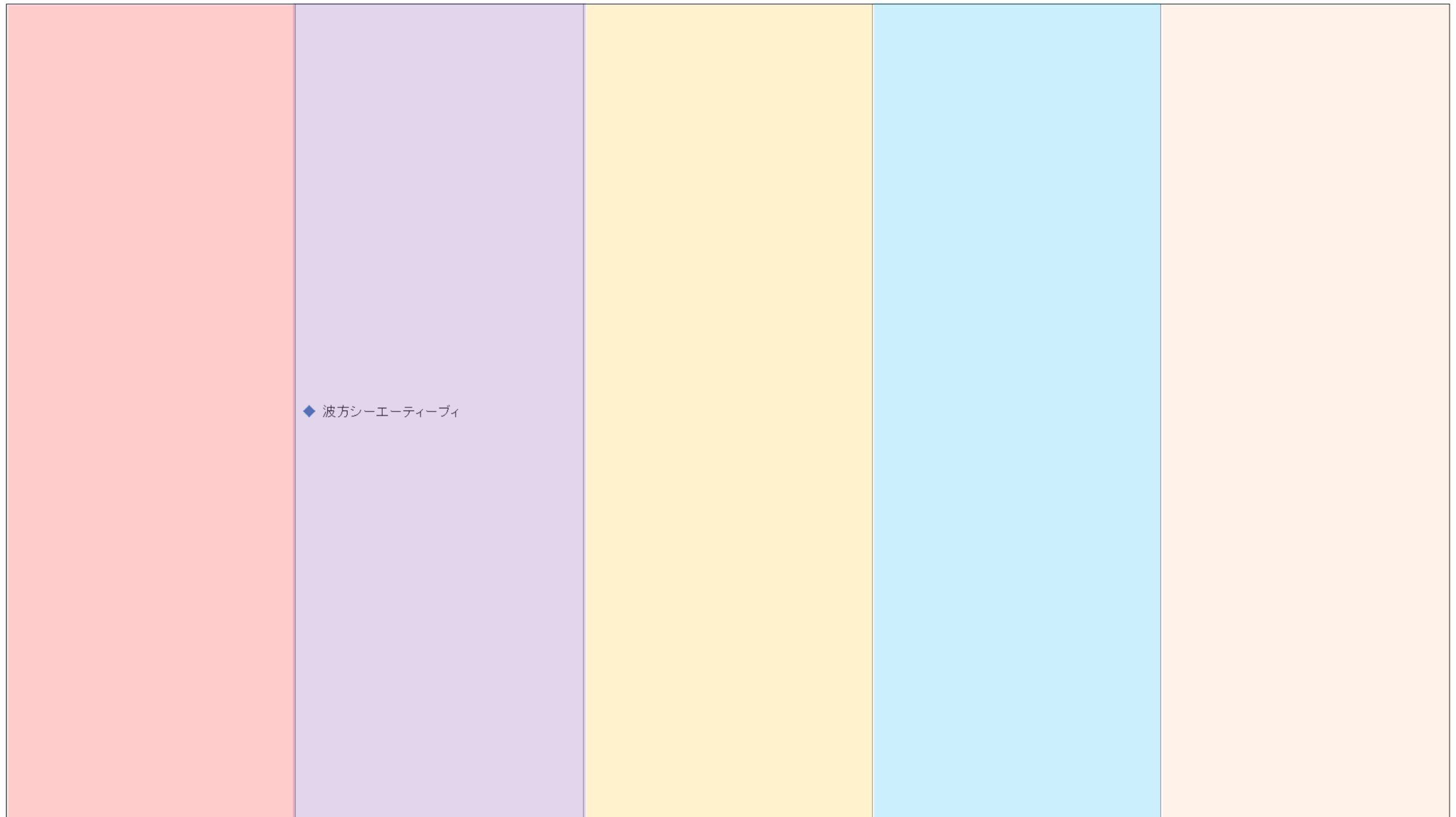
評価の概要

『有線ラジオ放送施設』は、旧町村内の加入世帯に対して、有線電気通信設備を用いて、公的機関からのお知らせや非常緊急事項の伝達、その他情報提供をする目的で設置された施設です。

本施設は、設置から約20年経過し、ICT（情報通信技術）の普及している現在においては、民間の電気通信事業者やケーブルテレビ放送事業者等がその役割を果たしています。

このことにより、設置当時の目的や機能について役目は終わっていると考え、本施設は廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【基盤施設】 02波方CATV



◆ 波方シーエーティービィ

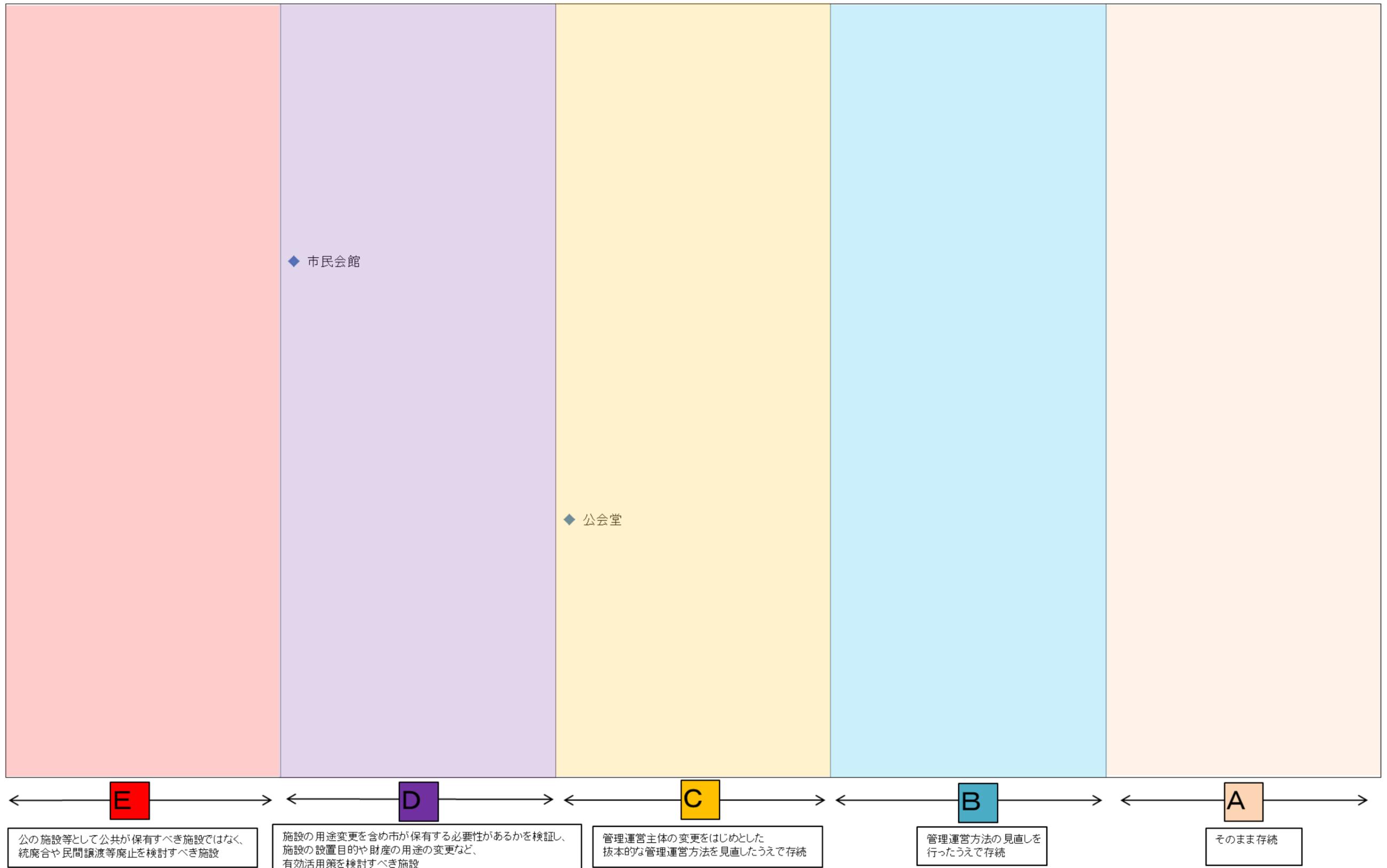


【02 波方CATV】

評価の概要

『波方CATV』は、旧波方町内の加入者に対して、有線テレビ放送事業及び電気通信事業（インターネット）を行う市営の有線テレビ放送施設です。難視聴区域対策の施設として一定の役割を果たしており、施設機能の有効性はありますが、同一市域内には、業務区域が隣接する民間CATV事業者があります。このことにより、民間事業者が併せて運営することにより、更に有効なサービスを利用者に提供することができるかどうか検討した上で、民間事業者への事業譲渡を目指し協議を進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【基盤施設】 04公会堂・市民会館



【04 公会堂・市民会館】

評価の概要

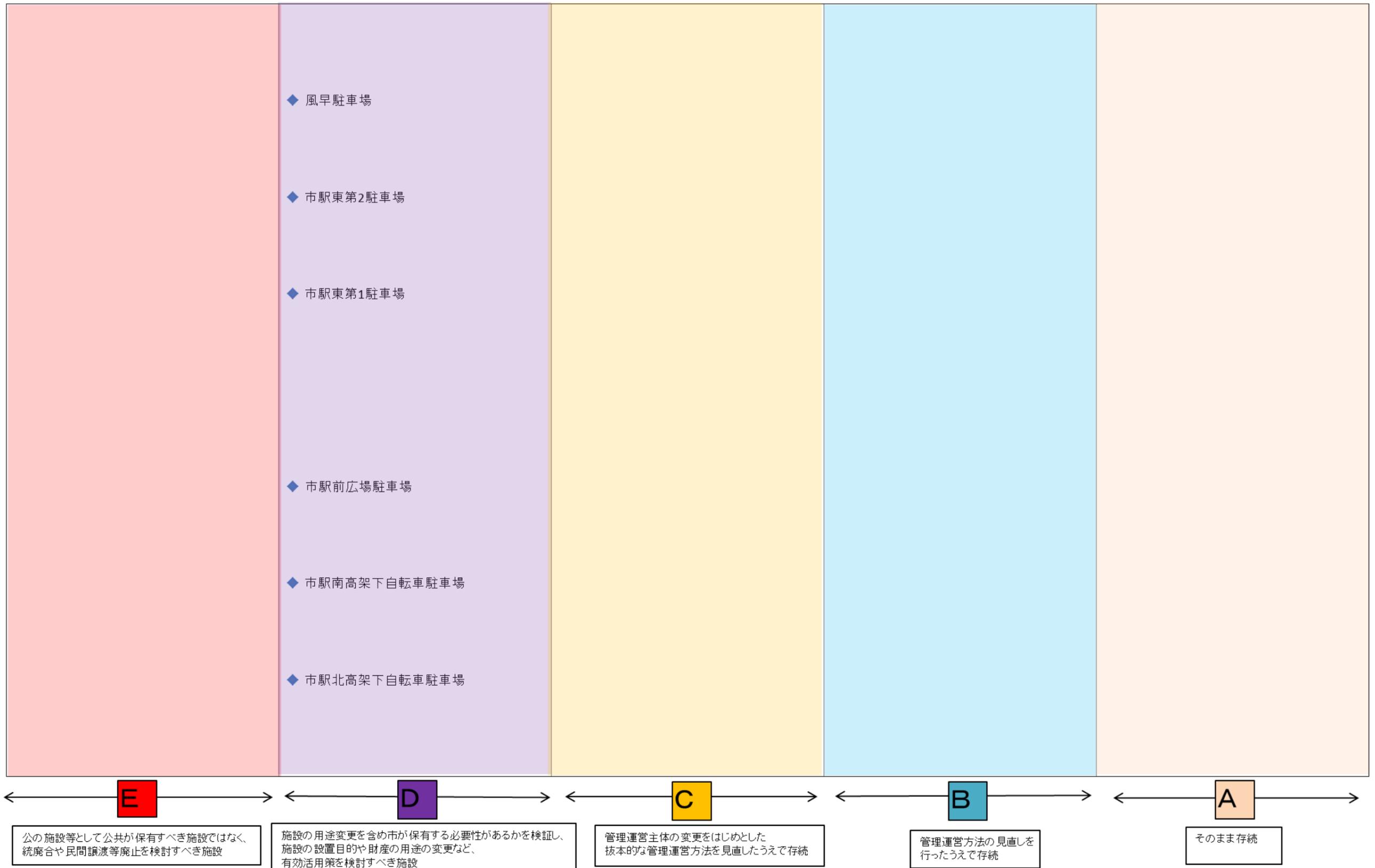
『公会堂・市民会館』は、市内中心部に位置し、本市の文化行政の拠点としての役割だけでなく、中心市街地活性化においても重要な施設です。

今年度の公会堂のリニューアルを機会として捉え、貸館だけではなく、様々な分野と連携した自主事業を盛り込んだ計画を策定するなど、本市の文化行政の拠点として十分に活かせる取組を検討していきます。

また、併せて有効な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入を検討するなど、民間の活力による管理運営についても検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)

【基盤施設】05 駐車場・駐輪場



【05 駐車場・駐輪場】

評価の概要

『駐車場』は、中心市街地又は駅周辺における公営駐車場として重要な役割を担っている施設です。また、『駐輪場』は、今治駅周辺の放置自転車対策として、重要な役割を担っている施設です。

本施設の管理運営については、施設単体で管理運営のあり方を考えるのではなく、指定管理者制度を導入している駐車場と市直営の駐輪場との一体的な管理運営をするなど、受益者負担の視点に立った管理運営を検討していきます。

【11 その他公園】

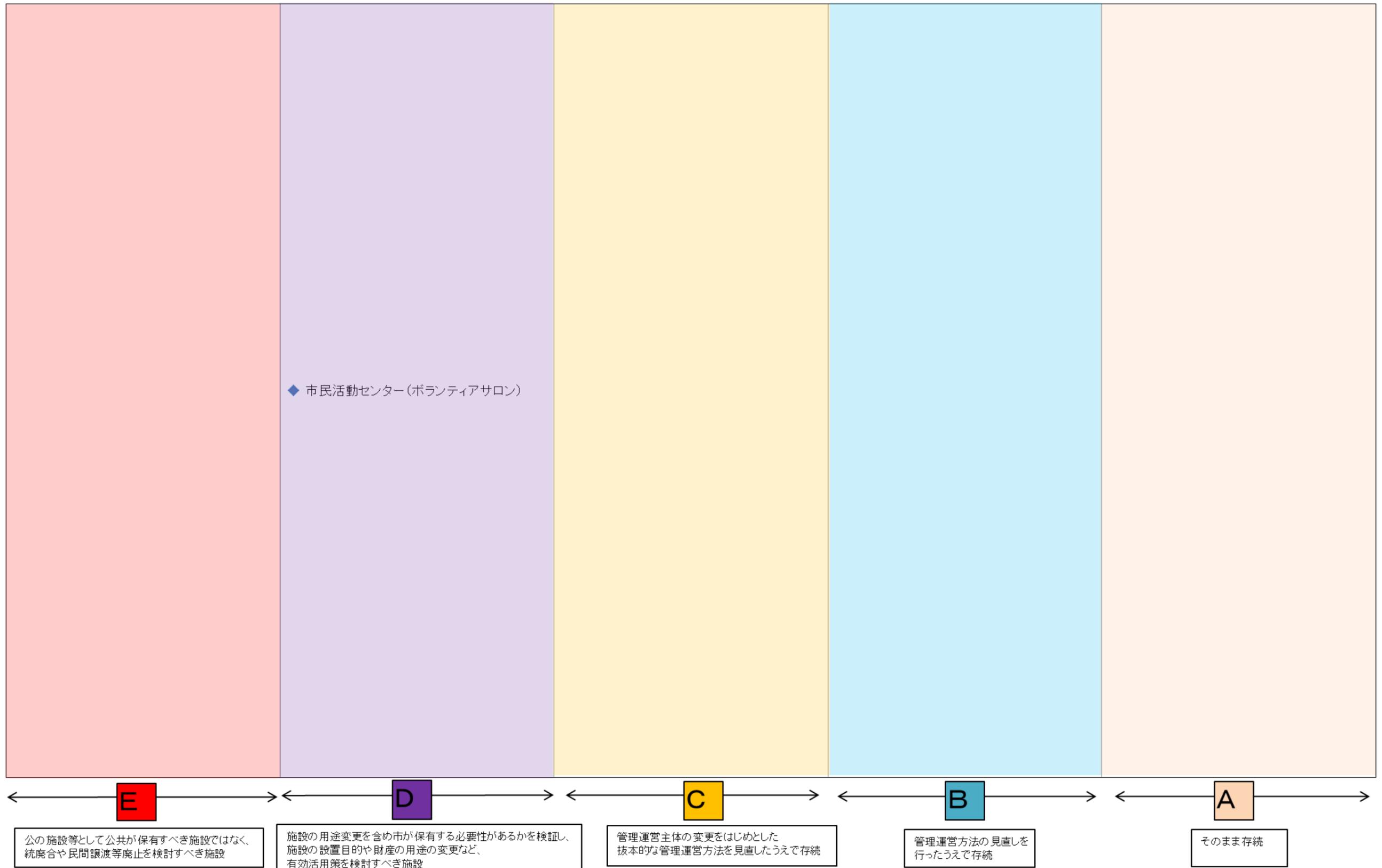
評価の概要

『その他公園』は、今治市公園条例の中において都市公園として位置づけられていない公園施設グループです。

主に、借地公園は、市が借地料を支払いながら公園を維持することの必要性を検証することが不可欠であると考えます。また、管理運営形態については、指定管理者制度の導入や地元による管理を検討するなど、より効率的かつ効果的な管理運営を行うことが求められます。

このことにより、借地料を支払い、近隣に類似の都市公園等の公園があるなどの公園については、廃止を検討すべき施設として、概ね総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】13市民活動センター

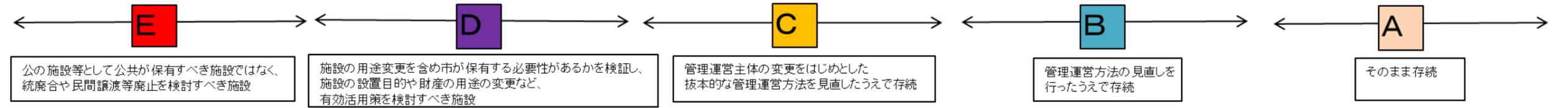
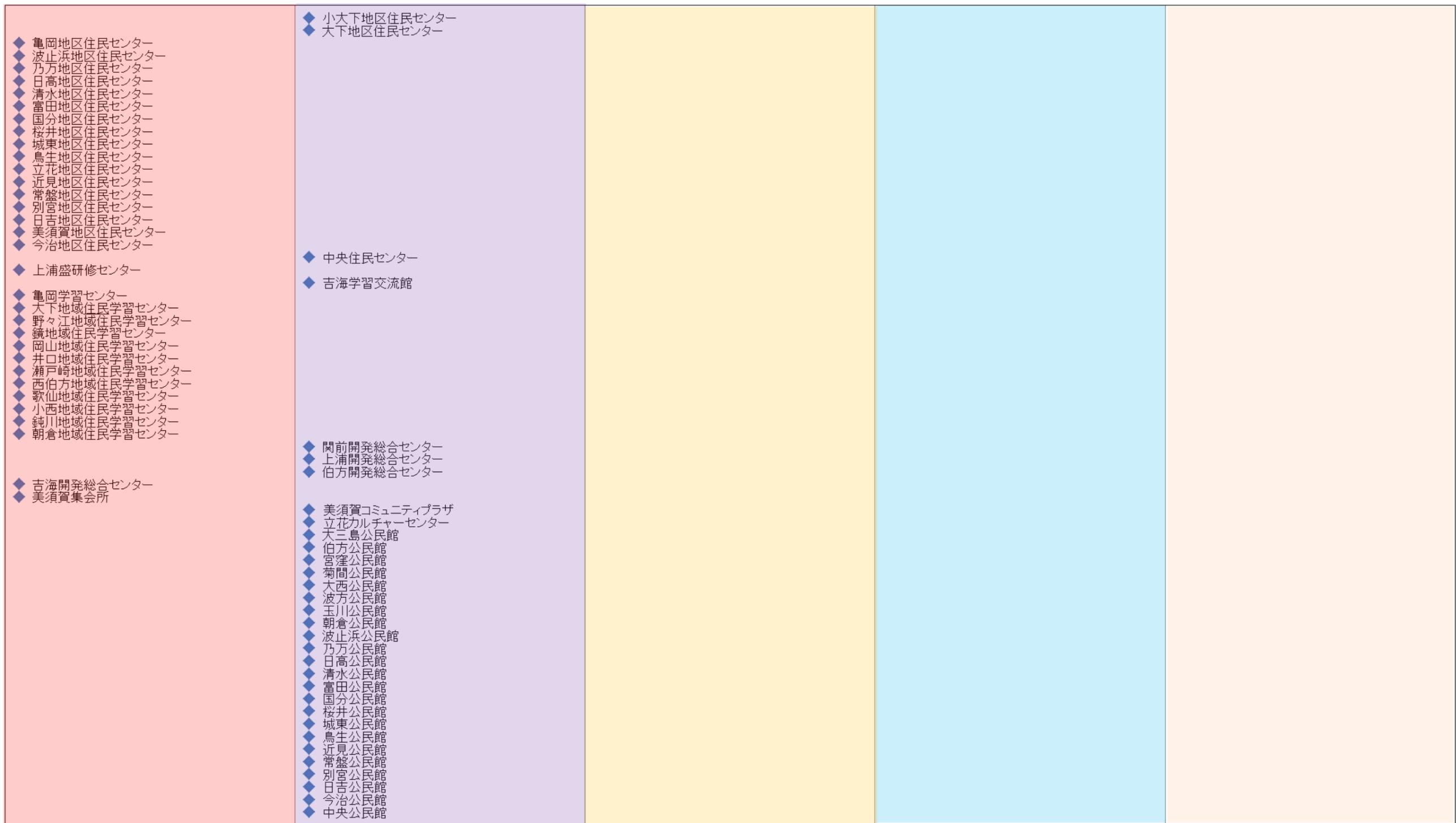


【13 市民活動センター】

評価の概要

『今治市民活動センター』は、市民活動団体の活性化を支援し、その活動の拠点となる市民との協働の場を提供する施設です。
本施設は、既に指定管理者制度を導入し、効率的な運営を図っていますが、ボランティアやNPO法人の育成を推進するため、NPO法人などの市民活動団体による管理運営への移行を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】 15公民館・住民センター



【15 公民館・住民センター】

評価の概要

『公民館』は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、以って住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する目的で設置された施設です。

『住民センター』は、地域住民のコミュニティ活動、住民票等の交付に関する事項等を行う施設です。

現在、『公民館』及び『住民センター』の複合施設等で行われている活動は、住民センターの本来の機能である地域住民のコミュニティ活動については公民館活動の中で展開されており、住民センターの機能については、住民票等の交付が主な業務になっているなど、ほとんどの活動が公民館活動となっています。複合施設における住民センターについては、本来の設置目的における機能・役割の整理ができておらず、存続させる必要性が薄らいでいると考え、「中央・大下地区・小大下地区」以外の住民センターは、公民館に機能集約することにより廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

また、本施設のグループにおいて、『開発総合センター・地域住民学習センター等』の貸館・集会所的に利用されている施設については、旧町村単位により、公民館としての活動拠点となりうる施設（社会教育関係事業の拠点施設）かどうか整理が必要であり、集会所的に利用となっている施設については、公の施設としては廃止し、地元集会所としての利活用を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

【16 宿泊施設】

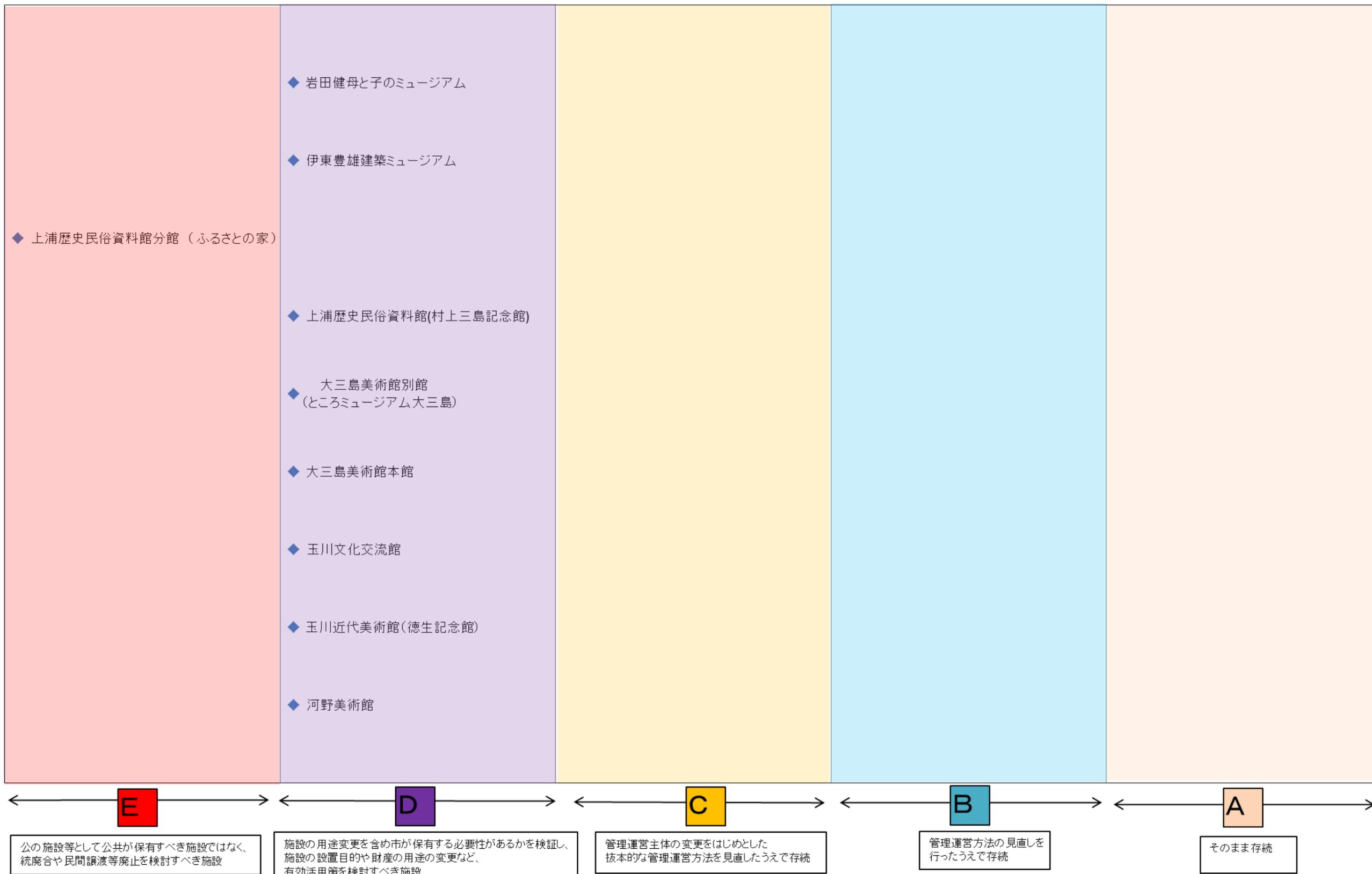
評価の概要

『**宿泊施設**』は、サイクリングを通じての地域間交流の促進及びレクリエーションの振興、また地域住民等に対する生涯教育の場、ふれあい及び憩いの場の提供など、各種の施設が役割や機能を以って様々なサービスを提供する施設のグループです。

現在の利用状況を踏まえ、周辺施設との連携や一体利用の可能性を見据えた有効活用を図るとともに、今後も継続して市が保有すべきかどうか、管理運営方法についても検討していきます。

「**関前農村交流技術研修施設**」及び「**しまなみふれあい交流館**」については、利用が限定的である実態を踏まえ、今後の利活用も困難であると考えられるため、本施設は廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】 17美術館



【17 美術館】

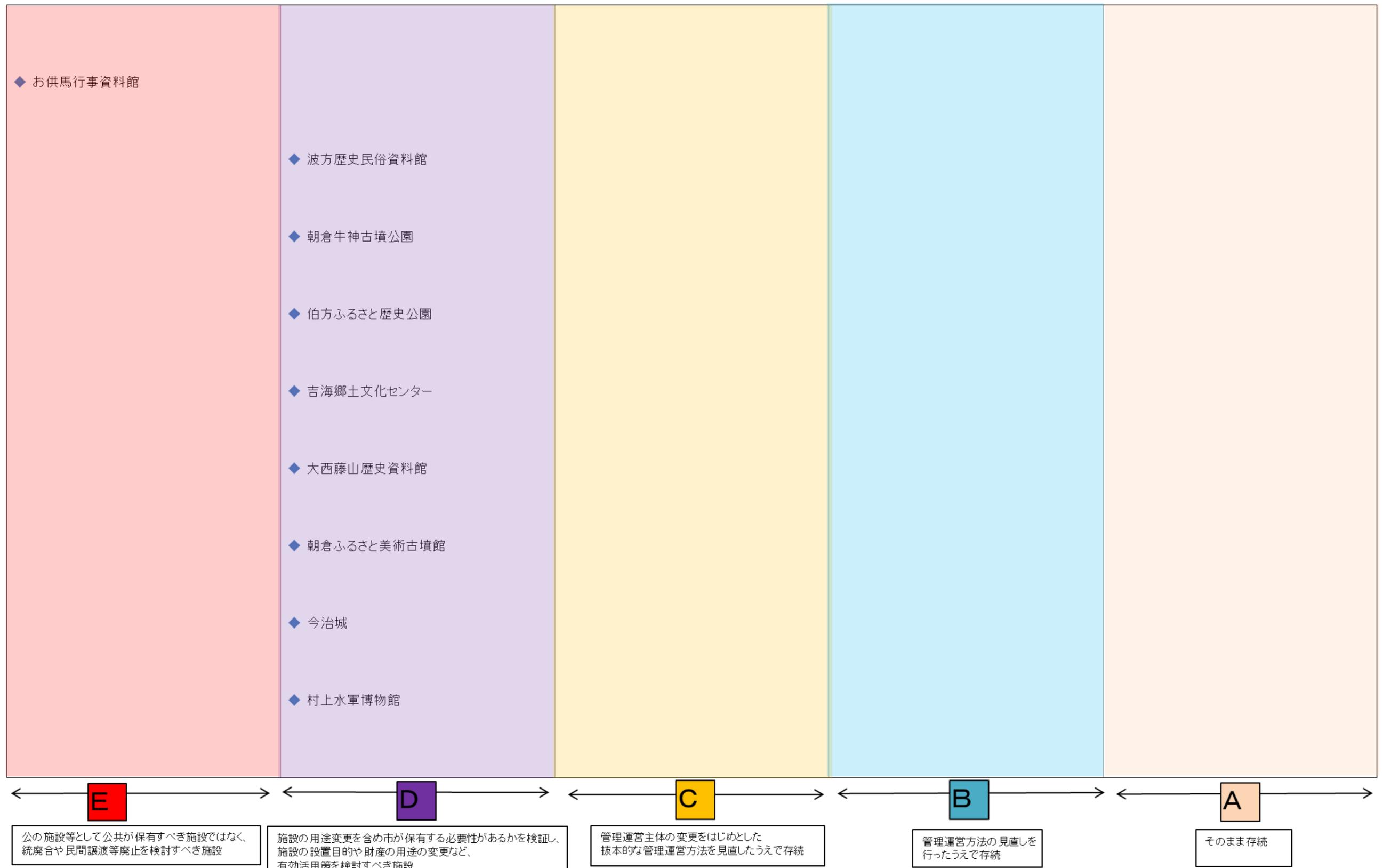
評価の概要

『美術館』は、文化芸術に関する収蔵資料を広く公衆の観覧に供し、併せて調査研究や収蔵品の保存顕彰に努め文化芸術の振興に寄与するために設置された施設です。現在、各施設において、美術品の常設展示や企画展、市民グループ等への展示室の貸出し、講演会、ワークショップなどを実施しています。

今後は、各施設の特徴を市内外の人に対して積極的に情報発信し、利用促進に努めるとともに、民間活力による効果的・効率的な事業運営を図るため、指定管理者制度の導入についても検討していきます。また、貸館については、現状にあった用途変更を検討していきます。

「上浦歴史民俗資料館分館」については、書の美術館としての特色が十分に見いだせておらず、また貸館としての利用も低調であるため、廃止を検討すべき施設として総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】 18郷土歴史博物館

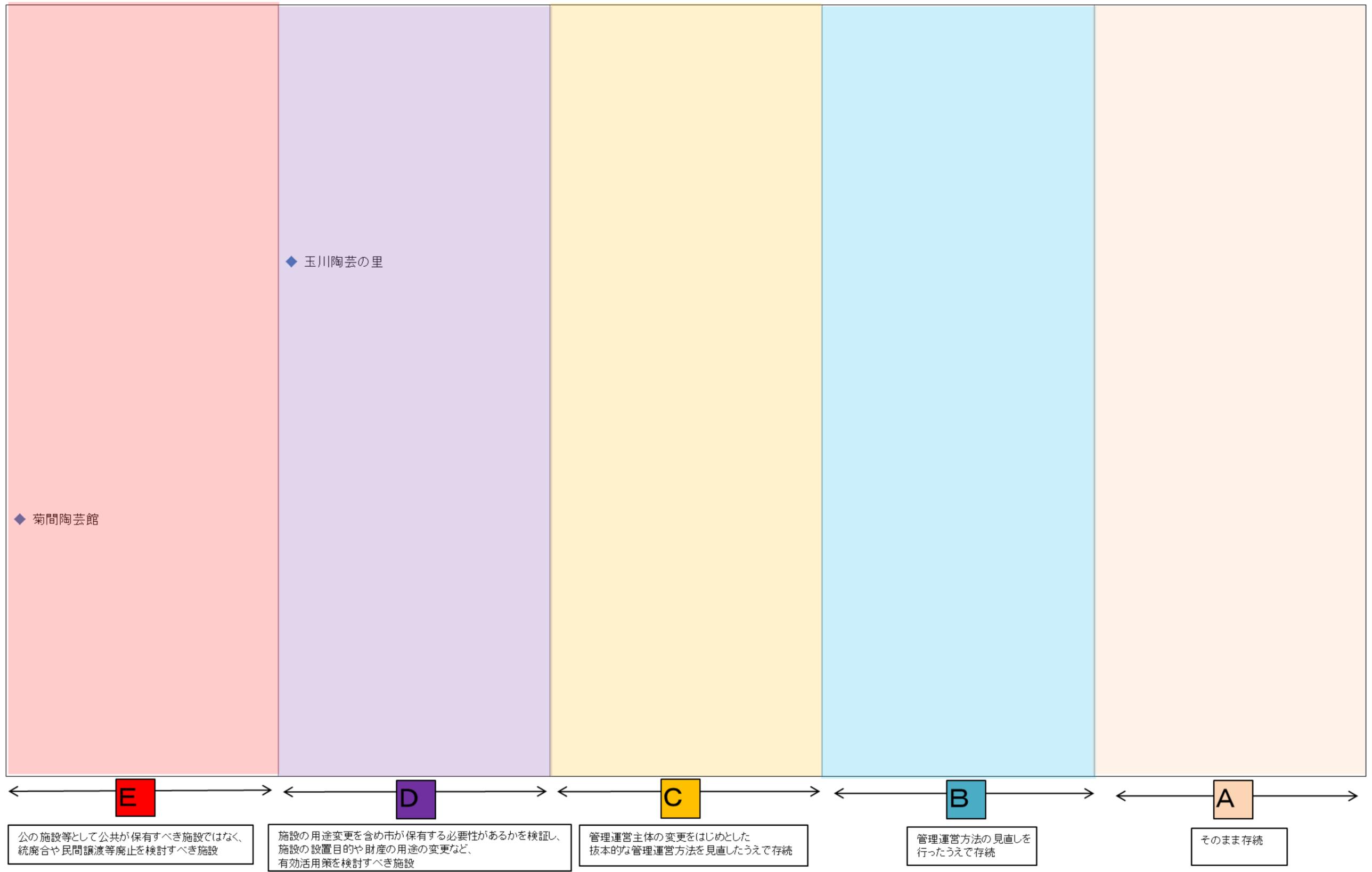


【18 郷土歴史博物館】

評価の概要

『郷土歴史博物館』は、郷土の遺跡や遺物の研究と収集保存、展示、伝承のために設置された施設です。
現在、各施設において、文化財の常設展示や企画展、市民グループ等への展示室の貸出し、講演会、学習会などを実施しています。
今後は、各施設の特徴を考慮した中で、近隣施設との連携による利用促進及び管理運営の効率化を図るとともに、民間活力を活用した指定管理者制度の導入についても検討していきます。
「お供馬行事資料館」については、地域の伝統行事資料の保存・管理等の必要性を踏まえ、地元で保存・管理を行い、継承していく施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】 19陶芸施設



【19 陶芸施設】

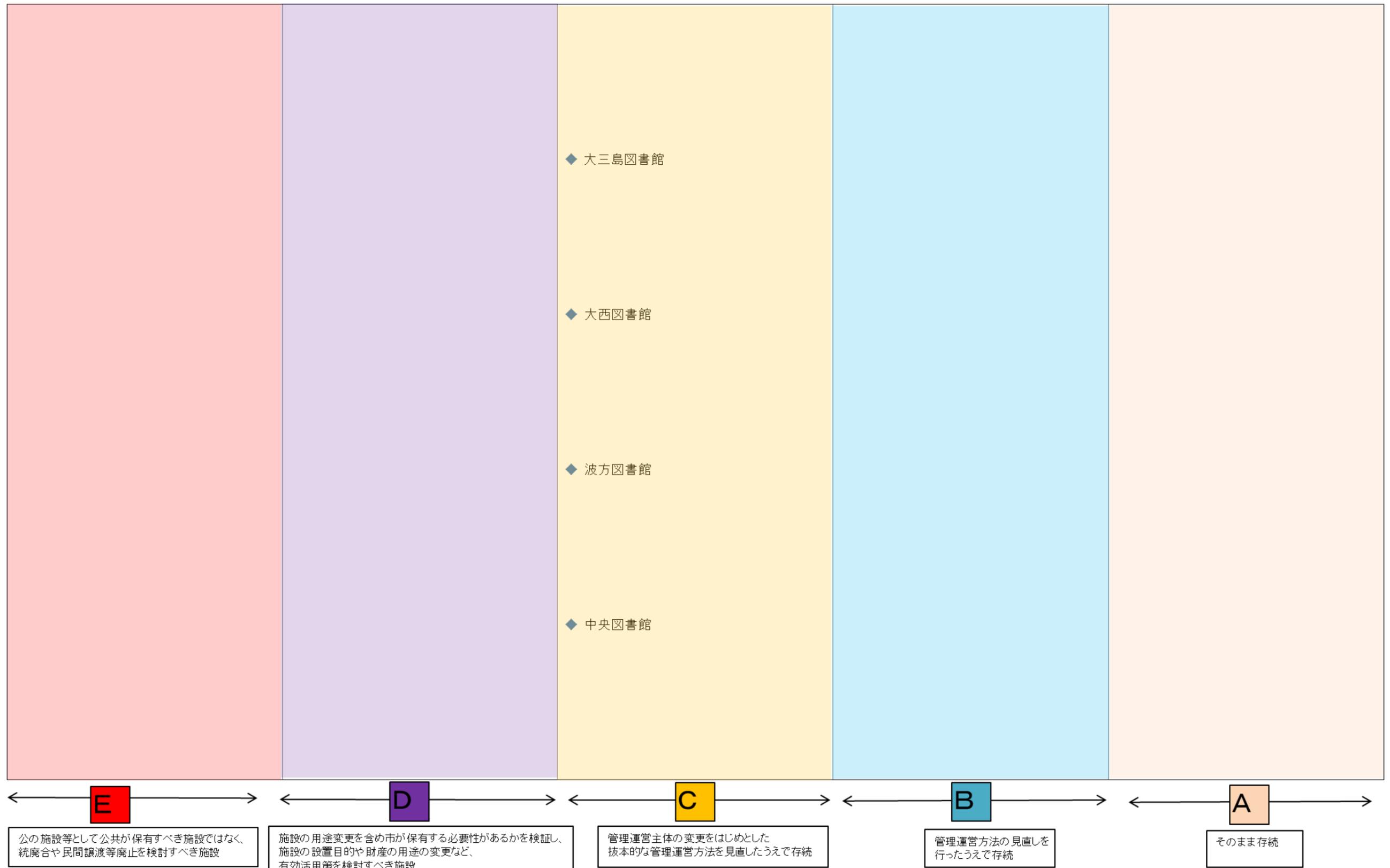
評価の概要

『陶芸施設』は、陶芸の創作活動ができる場であり、陶芸文化を広めることを目的とした施設です。

本来、教育・学術及び文化に関する各種事業を実施している公民館において提供されるべき講座を、公民館以外において実施している施設です。

「菊間陶芸館」については、近隣施設との連携が見込めないため、公民館への集約により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【文教施設】 20図書館及び関連施設



【20 図書館及び関連施設】

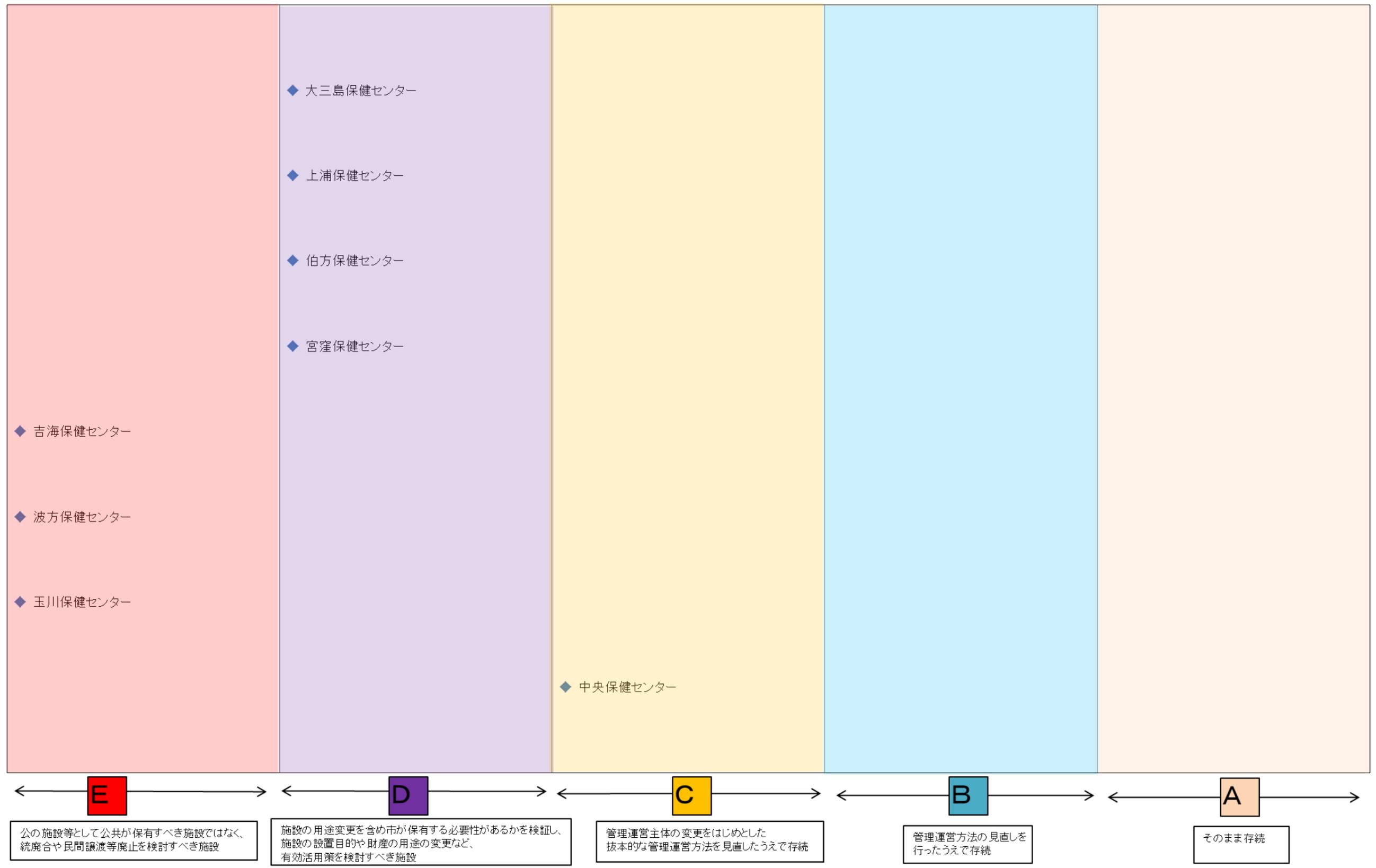
評価の概要

『図書館』は、広い主題にわたって資料を収集し、地域住民に公開して、教養、レクリエーション、調査、研究のために提供することにより、地域住民の教育と文化の発展に寄与することを目的に設置された施設です。

市内の図書館については、「中央図書館」をはじめ「波方図書館」、「大西図書館」及び「大三島図書館」の4館において、移動図書館を含めた図書館ネットワーク化が実施されています。

今後は、公民館図書室等との連携を構築するなど、更なる利便性を高めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 21保健センター



【21 保健センター】

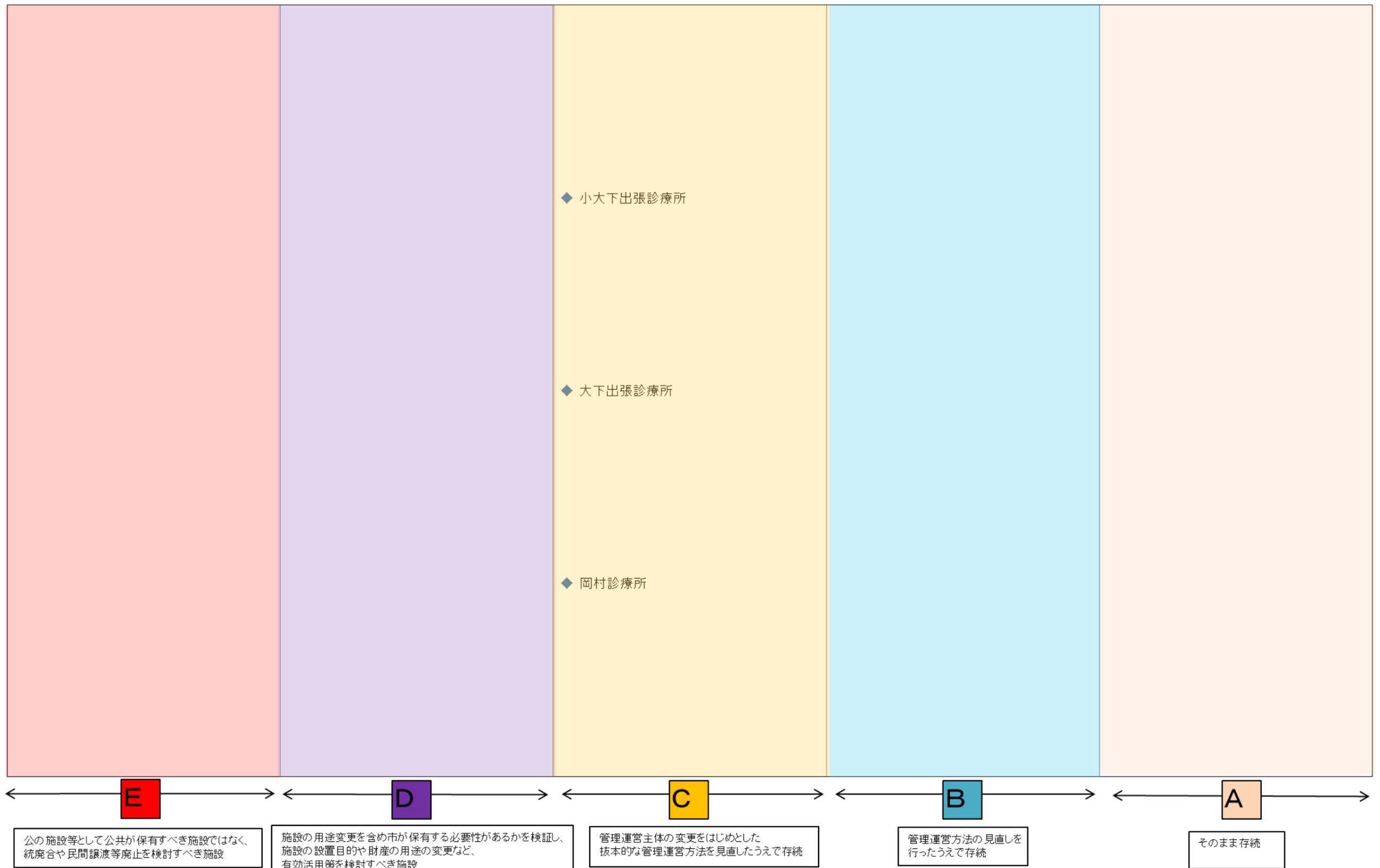
評価の概要

『保健センター』は、地域における母子保健、老人保健等の拠点であり、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行うことを目的に設置された施設です。

現在、市内には8か所の保健センターが設置されていますが、地域偏在が見られ、未設置地域においては公民館や老人福祉センターの代替施設で同種の事業が実施されています。また、中央保健センターを除く各保健センターについては、検診日以外の利用が低調であり、有効活用が図れていない状況です。

「玉川保健センター」については、現在の事務機能を近隣の「玉川福祉センター」に移設し、施設廃止を検討すべきです。また、健康器具を設置している「波方保健センター」及び「吉海保健センター」については、検診機能も含めて代替可能な他施設へ移設集約により廃止を検討すべき施設となります。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】22診療所

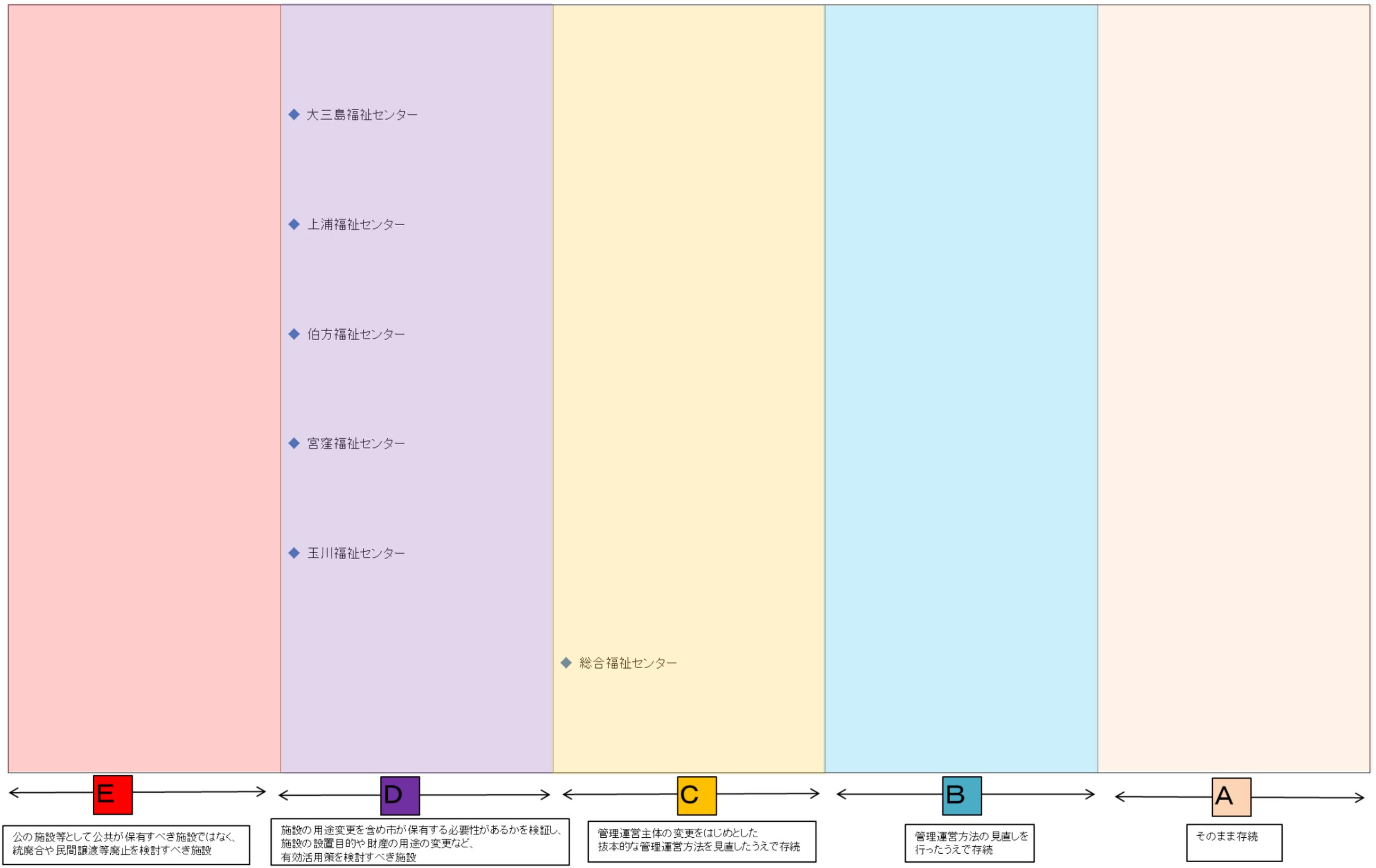


【22 診療所】

評価の概要

『診療所』は、病院と同じく医業をなす場所で、入院施設を有しない医療機関です。
島嶼部の住民に、その健康保持に必要な医療を提供することを目的に、現在、関前地域に3か所設置されています。
離島である関前の住民に確かな医療を確保するため、引き続き運営方法の見直しを図っていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 23福祉センター

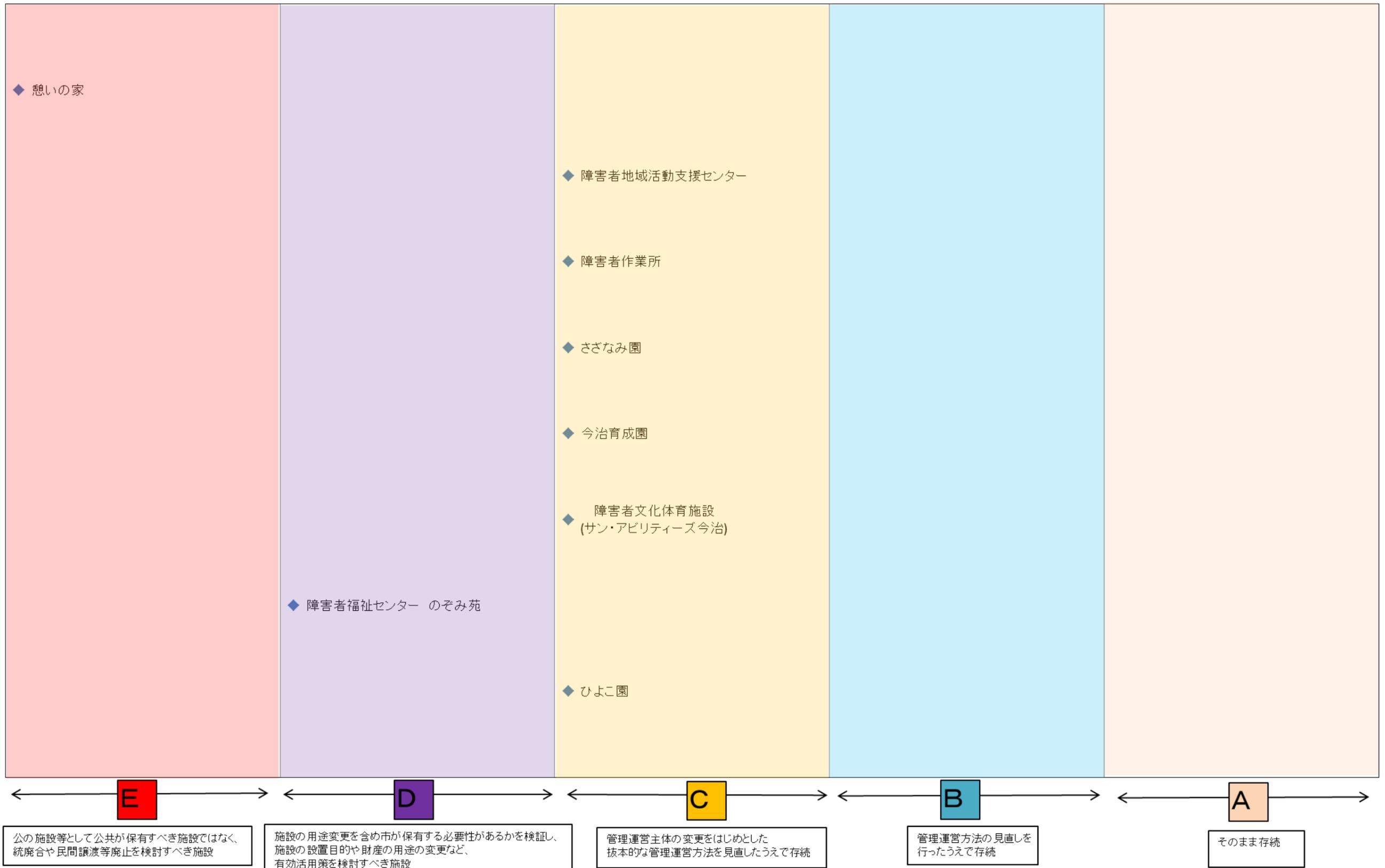


【23 福祉センター】

評価の概要

『福祉センター』は、在宅福祉その他の福祉サービスを実施し、障害者や高齢者をはじめ多くの住民の社会福祉の増進を図ることを目的に設置された施設です。
本施設は、指定管理者制度が導入されていますが、現在の施設機能が貸館を主とするもの、又は老人デイサービスの利用を主とするものなど、条例の設置目的に合わない施設利用となっているため、早急に条例の変更、財産の所管替えを進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【医療・社会福祉施設】 24障害福祉関連施設

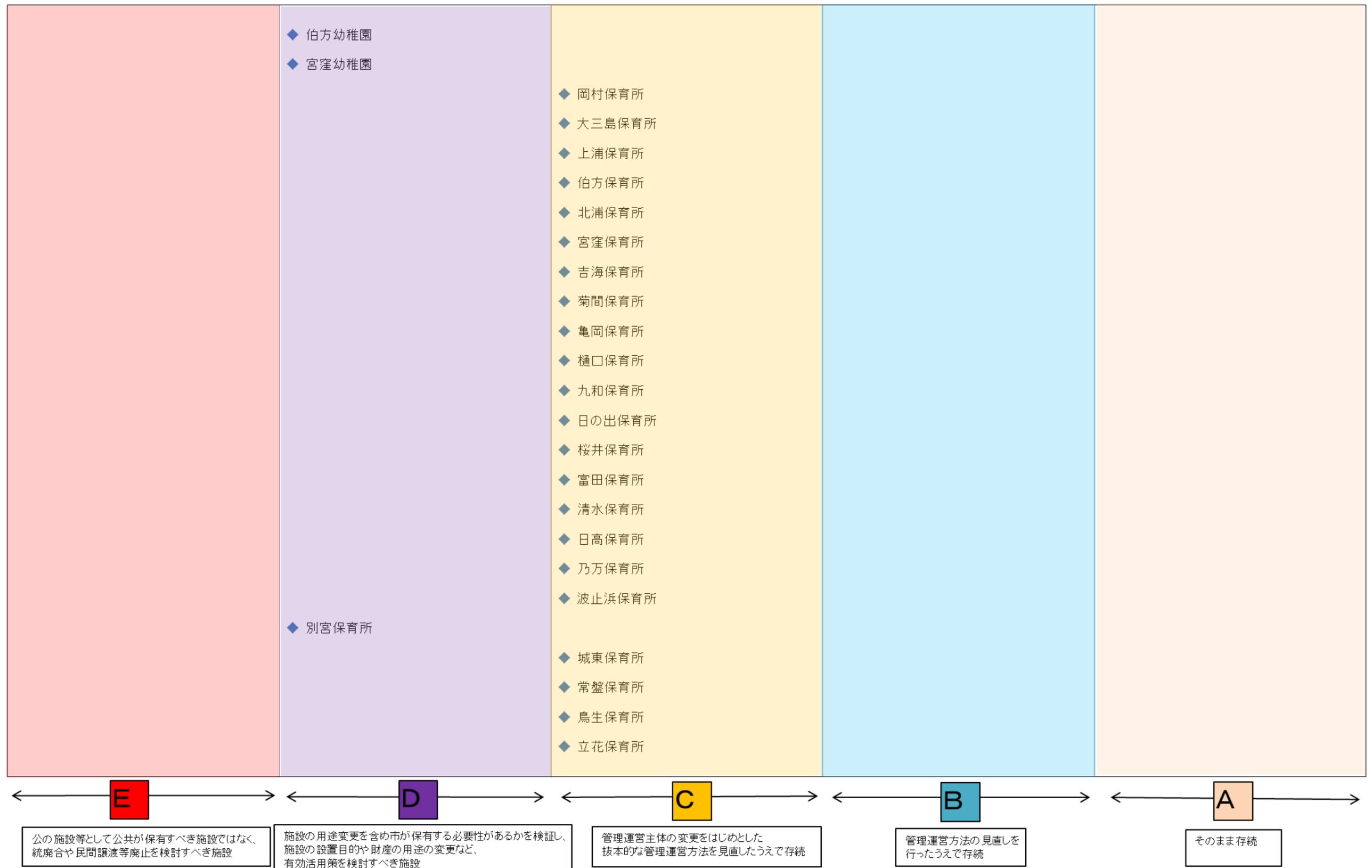


【24 障害者福祉関連施設】

評価の概要

『障害者福祉関連施設』は、児童から成人の身体障害者、知的障害者及び精神障害者等を対象に、各種の施設が役割や機能を以って様々なサービスを提供する福祉施設のグループです。現在、障害福祉施設については指定管理者制度が導入されていますが、今後はサービスの質の向上等を図るため、関係団体等への施設の譲渡を含めた民営化を検討していきます。「憩いの家」については、利用実績等により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【医療・社会福祉施設】 25保育所・幼稚園



【25 保育所・幼稚園】

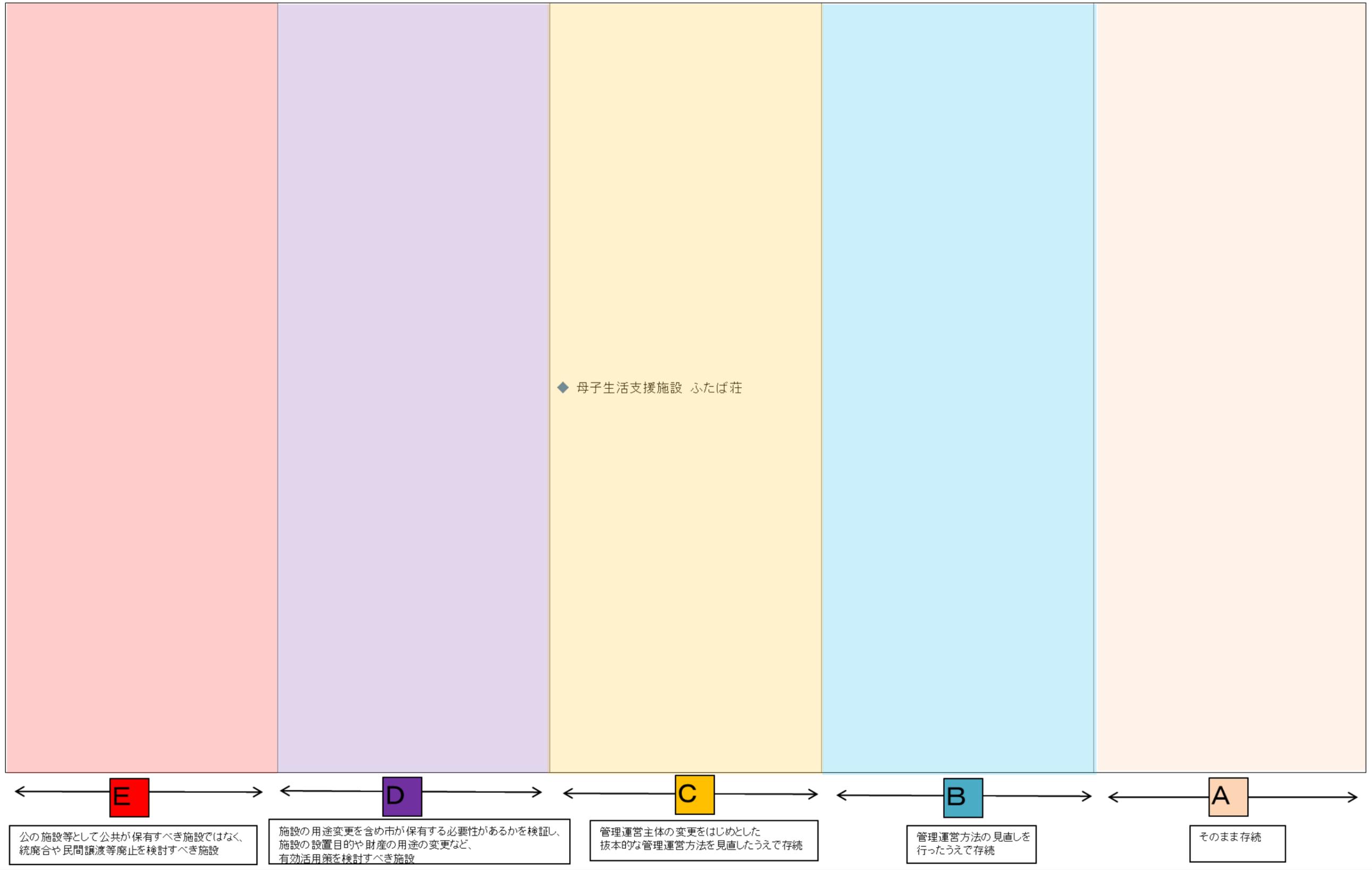
評価の概要

『保育所』は、保護者の労働又は疾病等により、その監護すべき乳児・幼児の保育に欠ける場合に入所させて保育する児童福祉施設です。また、『幼稚園』は3歳から小学校へ入学するまでの幼児のための教育施設です。

市内には、公立の保育所が22か所、公立の幼稚園が2か所あり、子育て支援の重要な役割を担っています。

現在、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施が予定されていますが、今後、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、公立保育所の老朽化に伴う改修等が一度に到来することが見込まれる中、公立保育所の民営化や各民間施設の認定子ども園化への意向調査を十分に確認した上で、定員の見直しや中学校区単位を基本とした公立保育所の統廃合を進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 26その他の子育て支援課所管施設



【26 その他子育て支援課所管施設】

評価の概要

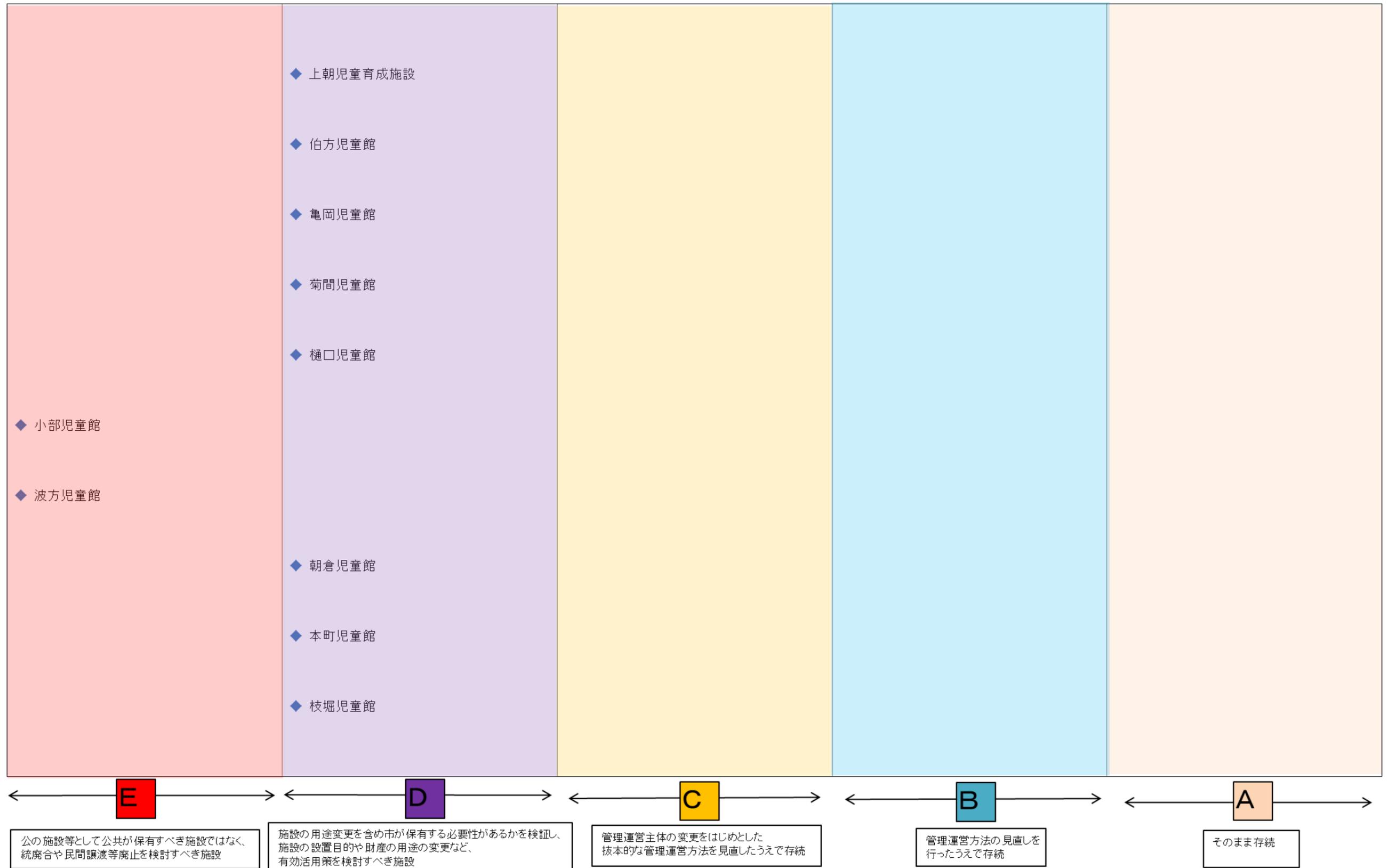
『その他子育て支援課所管施設』は、児童を扶養している配偶者のいない女性等とその子供を保護し生活の場所を提供するとともに、自立促進のための生活支援を行うことを目的に設置された母子生活支援施設です。

県内には本市を含め4市町でしか設置されておらず、近年のDVや児童虐待などに起因する入居者が増加傾向にあるなど重要な役割を担っています。

本施設については別宮保育所との複合施設ですが、建設から40年近くが経過し、耐震性も低い状況のため、近い将来建替えの時期の到来が想定されます。

このことにより、保育所の統廃合計画に併せて、施設整備補助金を有効に活用し、近年の利用状況等を踏まえた規模の縮小も視野に入れ、再整備を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【医療・社会福祉施設】 27児童館及びその他類似施設

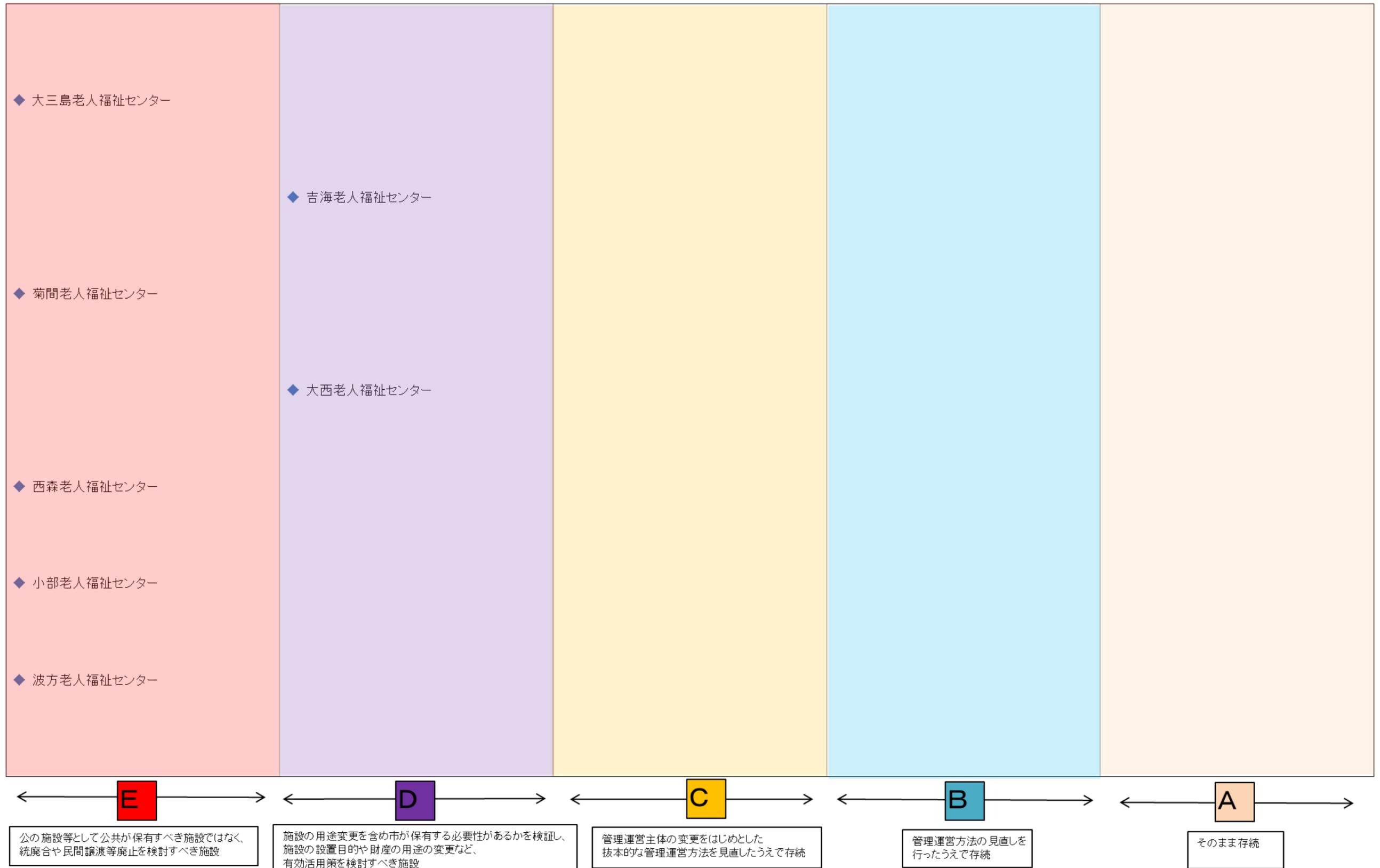


【27 児童館及びその他類似施設】

評価の概要

「児童館」は、児童（18歳未満）に安心して遊べる場を提供することにより健全育成を図ることを目的に設置された児童福祉施設です。
現在、市内には9か所の児童館が設置され、地域における子育て支援施設としての役割を担っていますが、地域偏在が見られます。
今後は、全市的な視点による児童館の再編・統廃合を進めていく必要があります。「波方児童館」及び「小部児童館」については、統合により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。また、再編・統廃合と併せて、指定管理者制度の導入による効果的な運営についても検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【医療・社会福祉施設】 28老人福祉センター



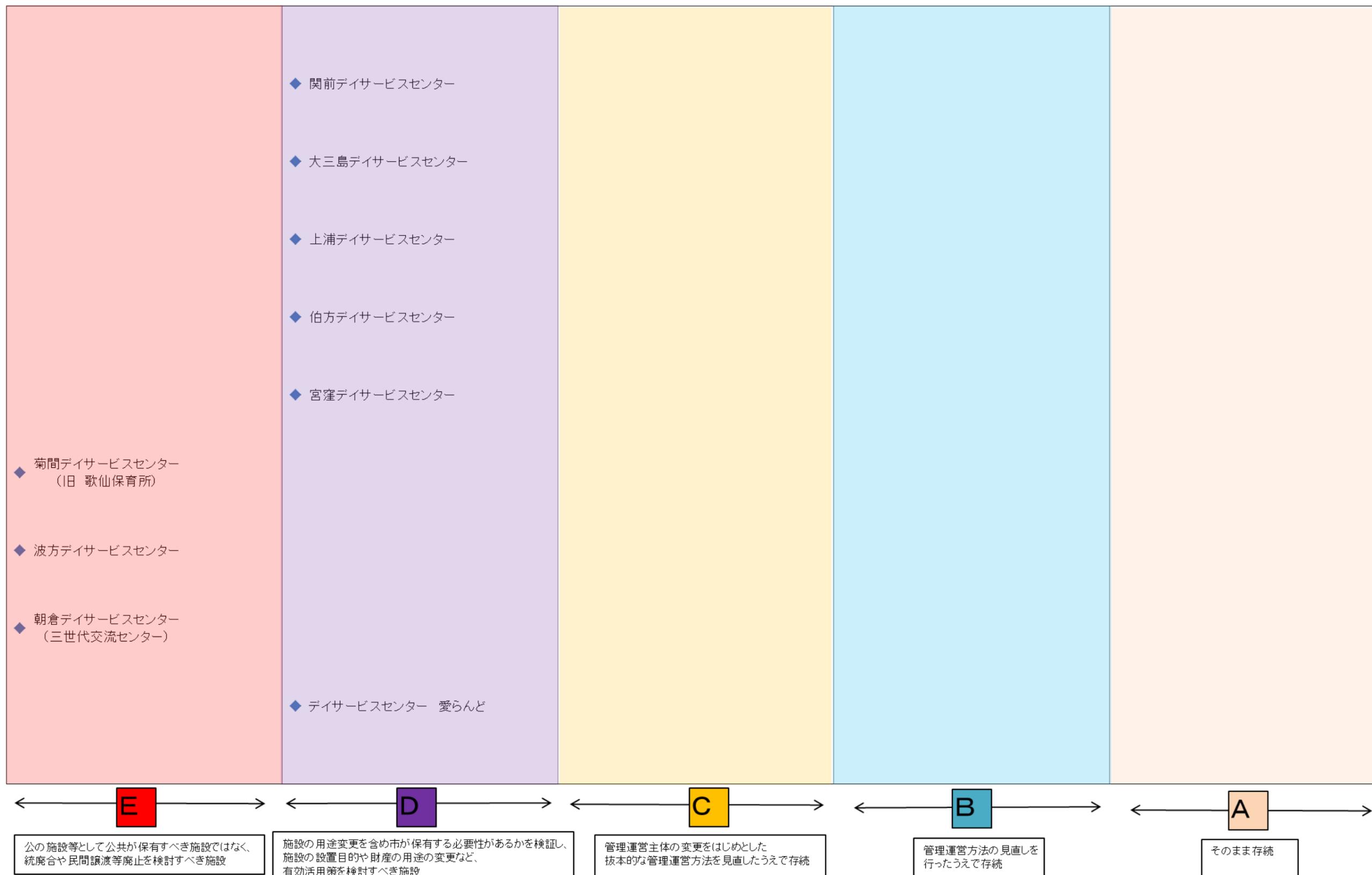
【28 老人福祉センター】

評価の概要

『老人福祉センター』は、無料又は低額な料金で、高齢者の各種相談や健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置された施設です。本施設は、常設している健康器具の利用、地区住民の集会所的な利用が主となっており、設置当時の役割が十分に果たされていない現状となっています。このことにより、施設の設置意義が薄れていると考え、機能の廃止を検討すべき施設となっています。

「小部老人福祉センター」、「西森老人福祉センター」及び「大三島老人福祉センター」については、現在の利用状況に即した地元集会所としての利活用を検討していきます。また、「波方老人福祉センター」については、貸館としての目的外使用の見直しにより波方保健センターの機能集約により廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【医療・社会福祉施設】 29老人デイサービスセンター



【29 老人デイサービスセンター】

評価の概要

『老人デイサービスセンター』は、日常生活に支障をきたす高齢者が、日中に通所利用し、入浴、食事の提供、機能訓練などの便宜供与を受けることを目的に設置された施設です。

本施設は、指定管理者制度が導入されていますが、介護保険制度の施行から13年が経過し、社会経済情勢の変化により、島嶼部を除く地域においては既に民間事業者がその役割を果たすなど、市が運営すべき役割は終えているものと考えます。

単独施設で民間活力による事業展開が期待できる「朝倉デイサービスセンター」及び「波方デイサービスセンター」については、現在の管理運営方法を見直し、関係団体等への施設譲渡を進めていきます。また、「菊間デイサービスセンター（旧 歌仙保育所）」については、本来の設置目的とは異なる倉庫的な利用となっているため、民間譲渡を含めた施設廃止を検討すべき施設となっています。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。

【30 高齢者入居施設】

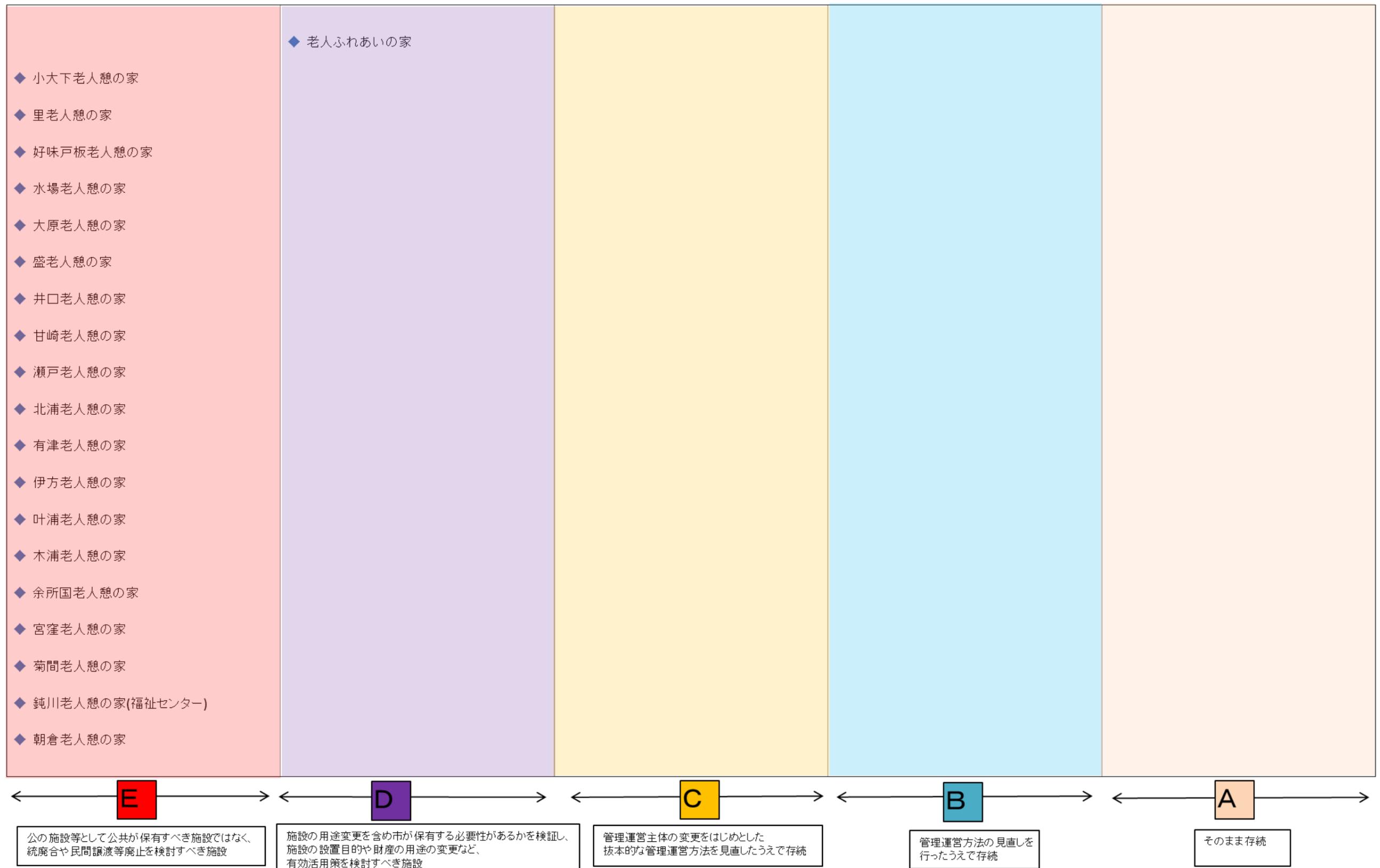
評価の概要

『**高齢者入居施設**』とは、満 60 歳以上又は 65 歳以上の高齢者に対し、環境上・経済上の理由、認知症、独居に不安のある方を対象に、各種の施設が役割や機能をもって様々なサービスを提供する入居施設のグループです。

合併前の旧町村において整備が図られた低廉な居住を提供する施設等ですが、現在の利用状況や施設の老朽化を見据えながら、民間主体によるサービス提供が可能な施設であることから民営化に向けて検討していきます。

「**大三島グループホーム**」については、指定管理者制度が導入されていますが、介護保険制度の施行から 13 年が経過し、社会経済情勢の変化により、既に多くの民間事業者が開設・運営していることから、市が保有する必要はないと考え、現在導入している指定管理者制度の更新は行わず、民間事業者への施設譲渡により、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【医療・社会福祉施設】 31老人憩いの家・老人ふれあいの家



【31 老人憩いの家・老人ふれあいの家】

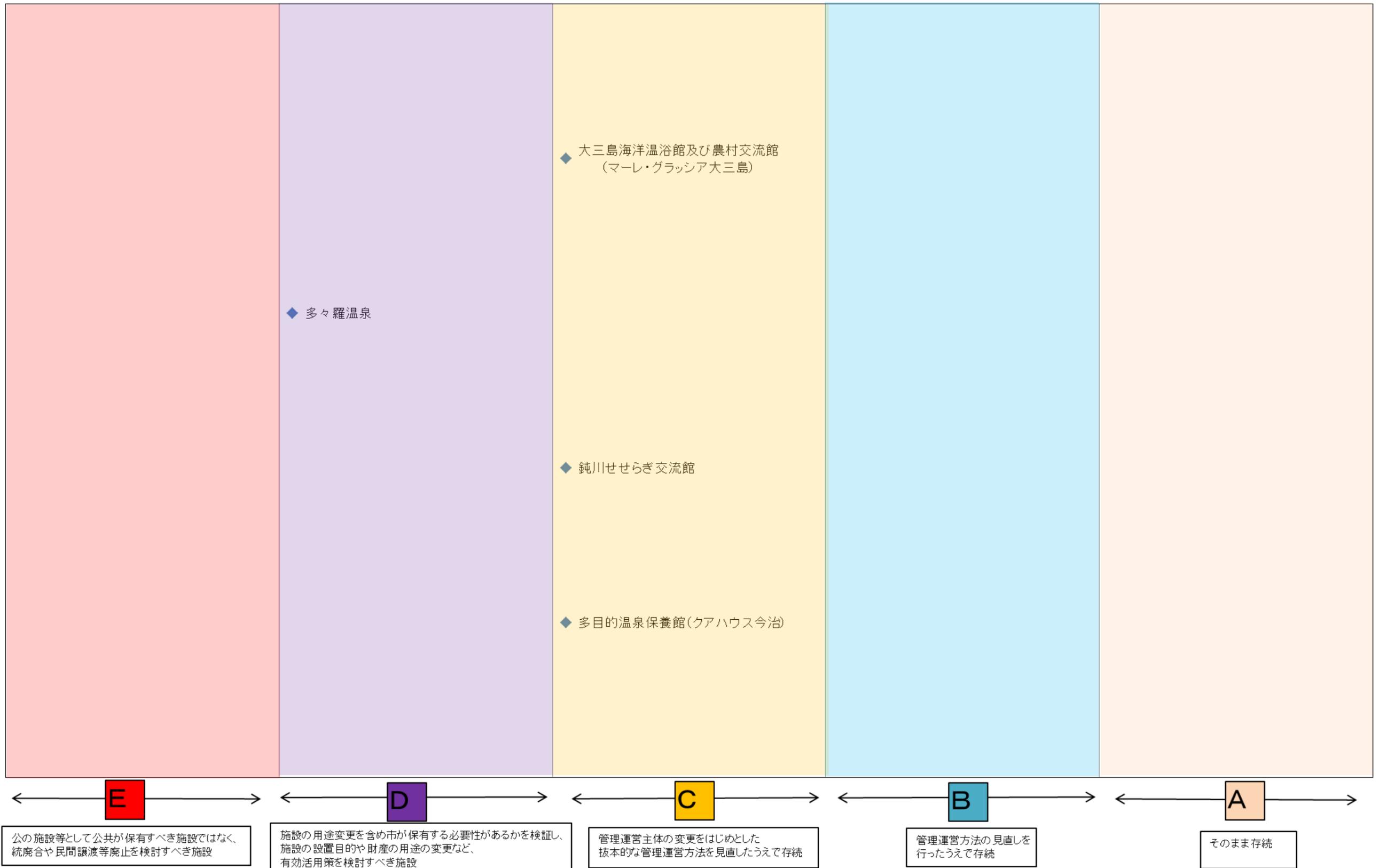
評価の概要

『老人憩いの家』は、高齢者の心身の健康の増進を図るために、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供する目的で設置された施設です。

現在、市内には 19 か所の老人憩いの家が島嶼部に集中して設置されています。近年の利用は低調であり、また老人クラブの会合やレクリエーション、趣味活動等の特定の団体による地域住民の集会所的な利用となっています。

このことにより、公の施設としての機能を廃止し、現在の利用状況に即した地元集会所としての利活用を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】32温浴施設



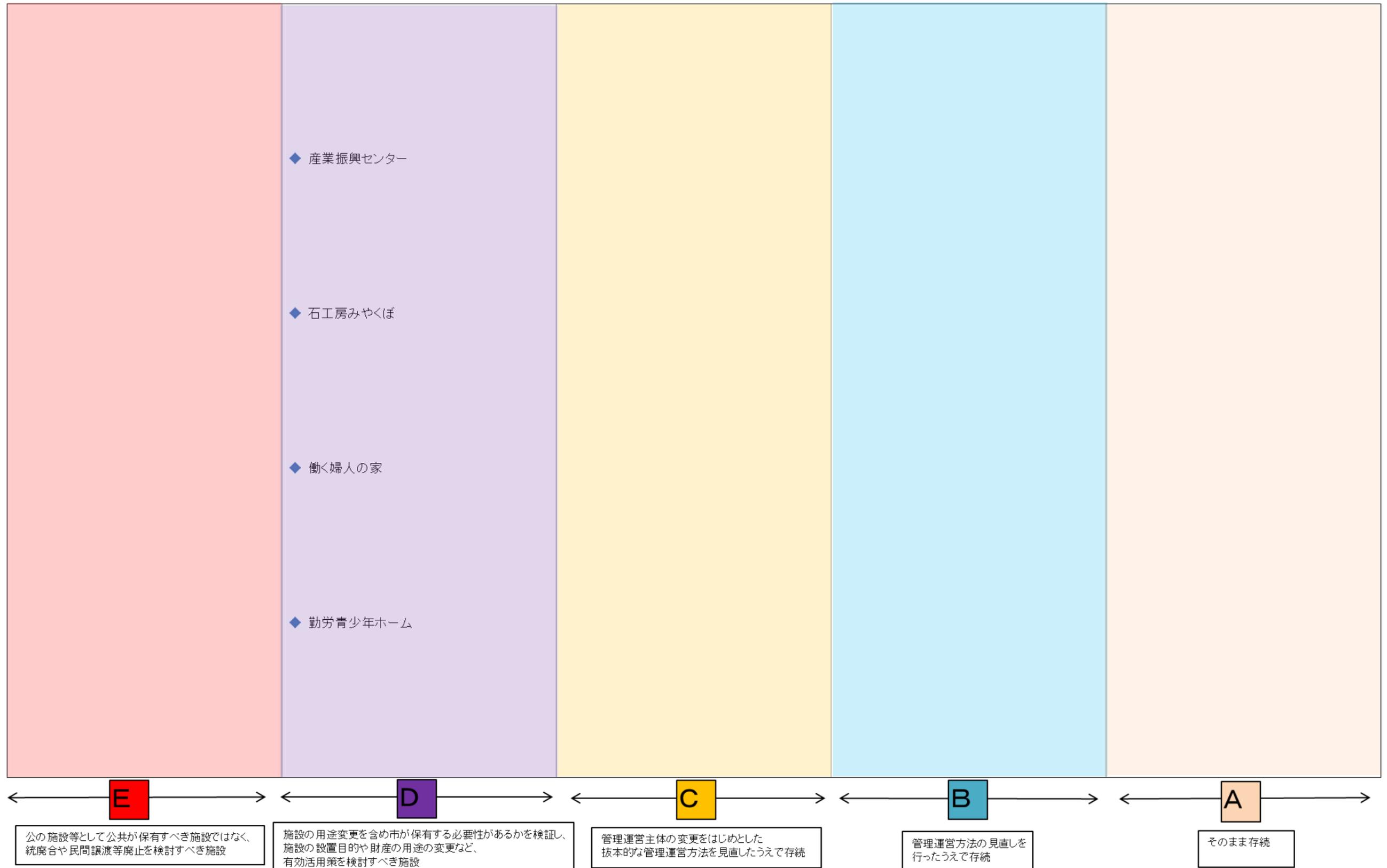
【32 温浴施設】

評価の概要

『温浴施設』は、市民の健康管理と福祉の向上、本市の産業と観光振興の促進、また憩いと交流の場としてなど、各種の施設が温浴施設機能を以って様々なサービスを提供している施設です。

現在、指定管理者制度を導入し、民間活力による管理運営を行っておりますが、利用が低調な施設については、今後は、各施設の特徴を活かした更なる利用促進を図っていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 33商工労政課所管施設



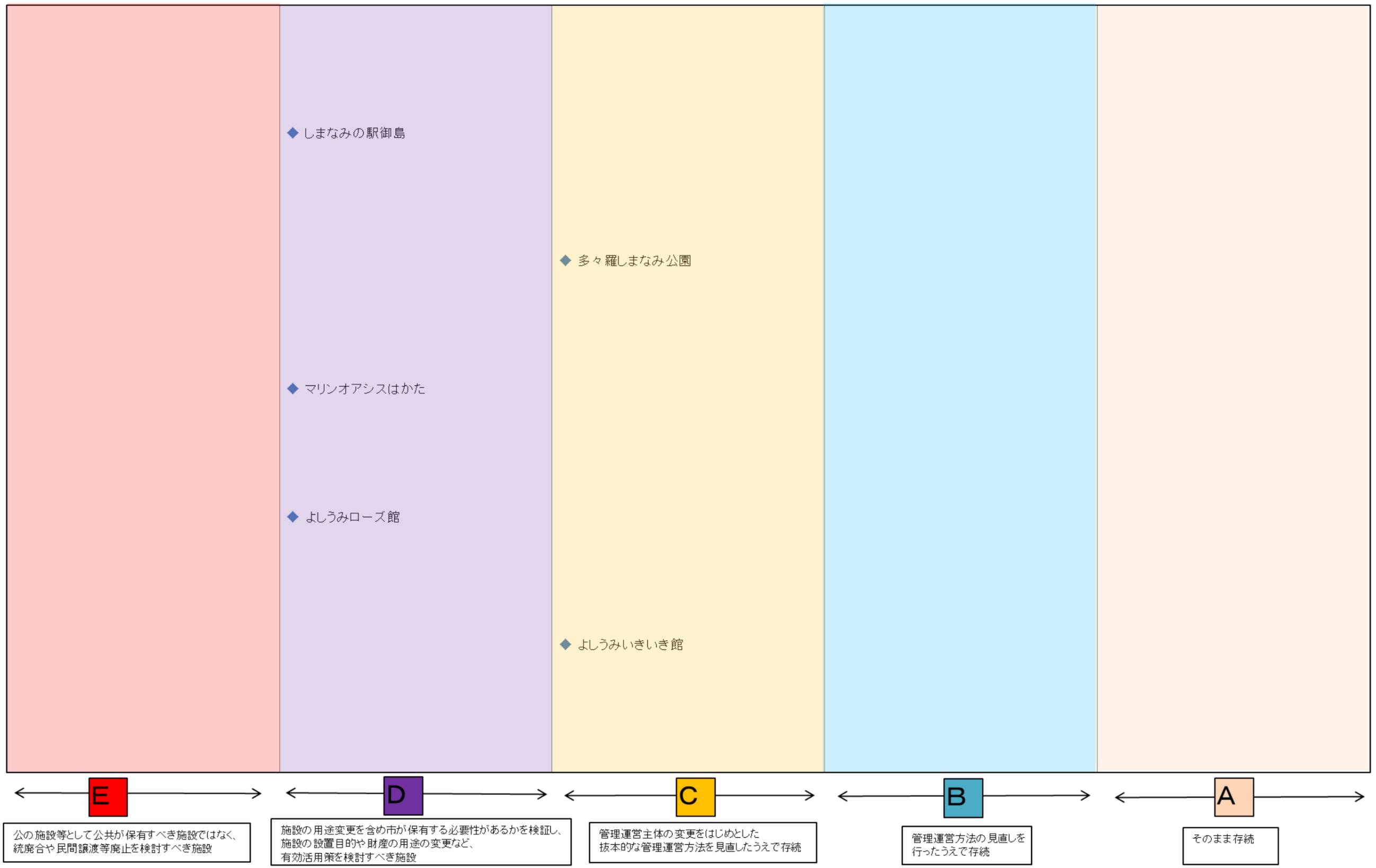
【33 商工労政課所管施設】

評価の概要

『商工労政課所管施設』は、①勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする「**勤労青少年ホーム**」、②中小企業その他の職場に働く婦人の福祉を増進し、その文化的地位の向上を図る「**働く婦人の家**」、③廃石の有効利用と石の付加価値を高めるとともに、農村と都市との交流を図りながら、地域活性化に努め定住促進に資する「**石工房みやくぼ**」、④既存産業の振興、地域資源を活用した新たな産業の導入といった将来のまちづくりのために、市民が研修及び実習のできる場を設置する「**産業振興センター**」からなるグループです。

設置目的と利用実態が一致しない施設については、市が保有する必要性があるかどうかを検証し、設置目的や財産の用途変更などの見直しを検討していきます。また、利用者に偏りのある施設については施設の管理運営方法の変更を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】34道の駅



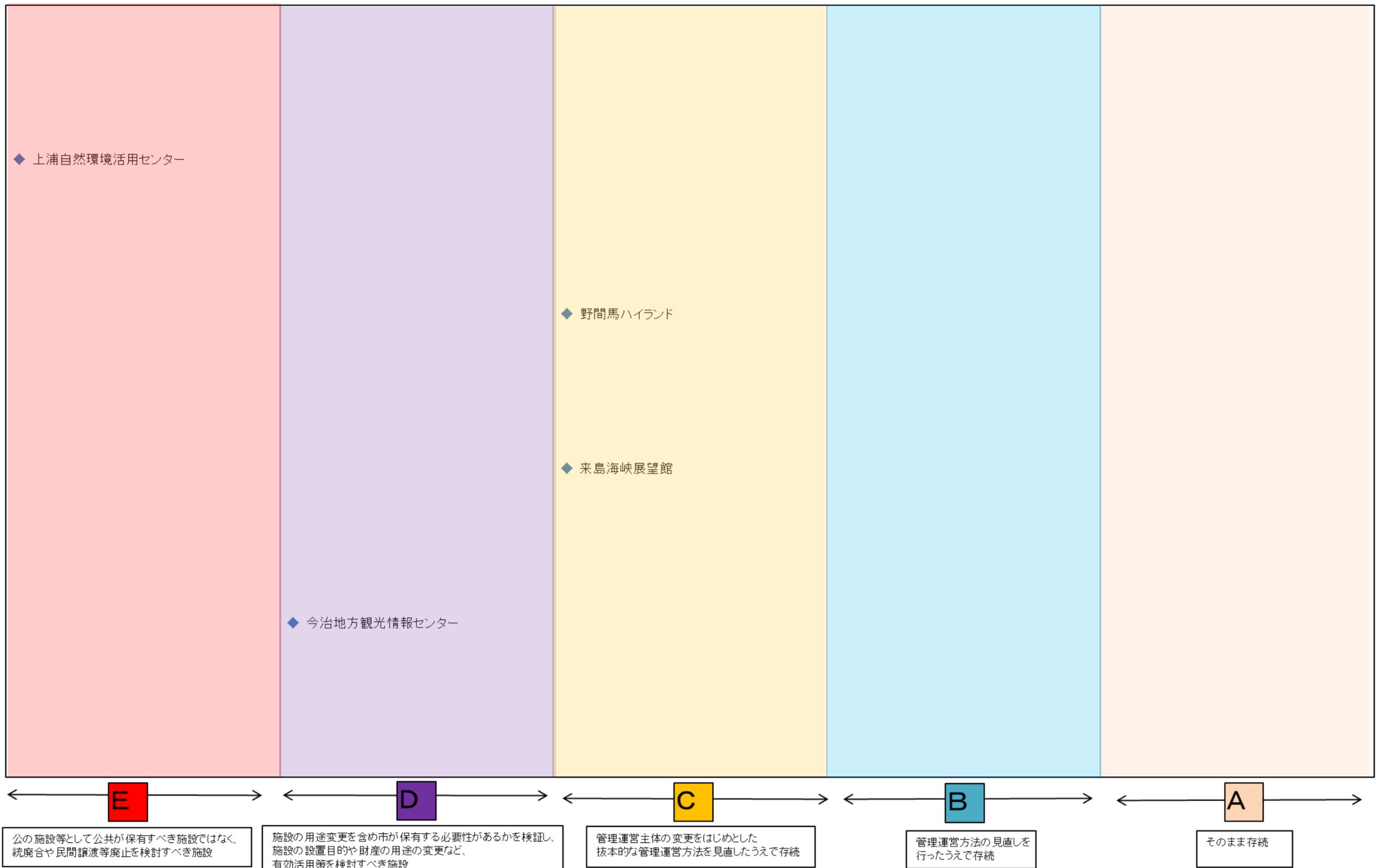
【34 道の駅】

評価の概要

『道の駅』は、農水産物等の展示即売、加工品の研究・開発による地域特産品づくり、観光拠点として地域情報の提供、地域間交流を促進することにより活性化を図る目的で設置された施設です。

現在、指定管理者制度を導入しており、観光施設として物販面は一定の成果をあげていますが、本施設に付帯する会議室や加工施設の利用がなく、特に地域特産物開発については十分な機能が生かせていないため、現在の利用ニーズにあった有効活用策や用途変更を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 35その他の観光課所管施設



【35 その他の観光課所管施設】

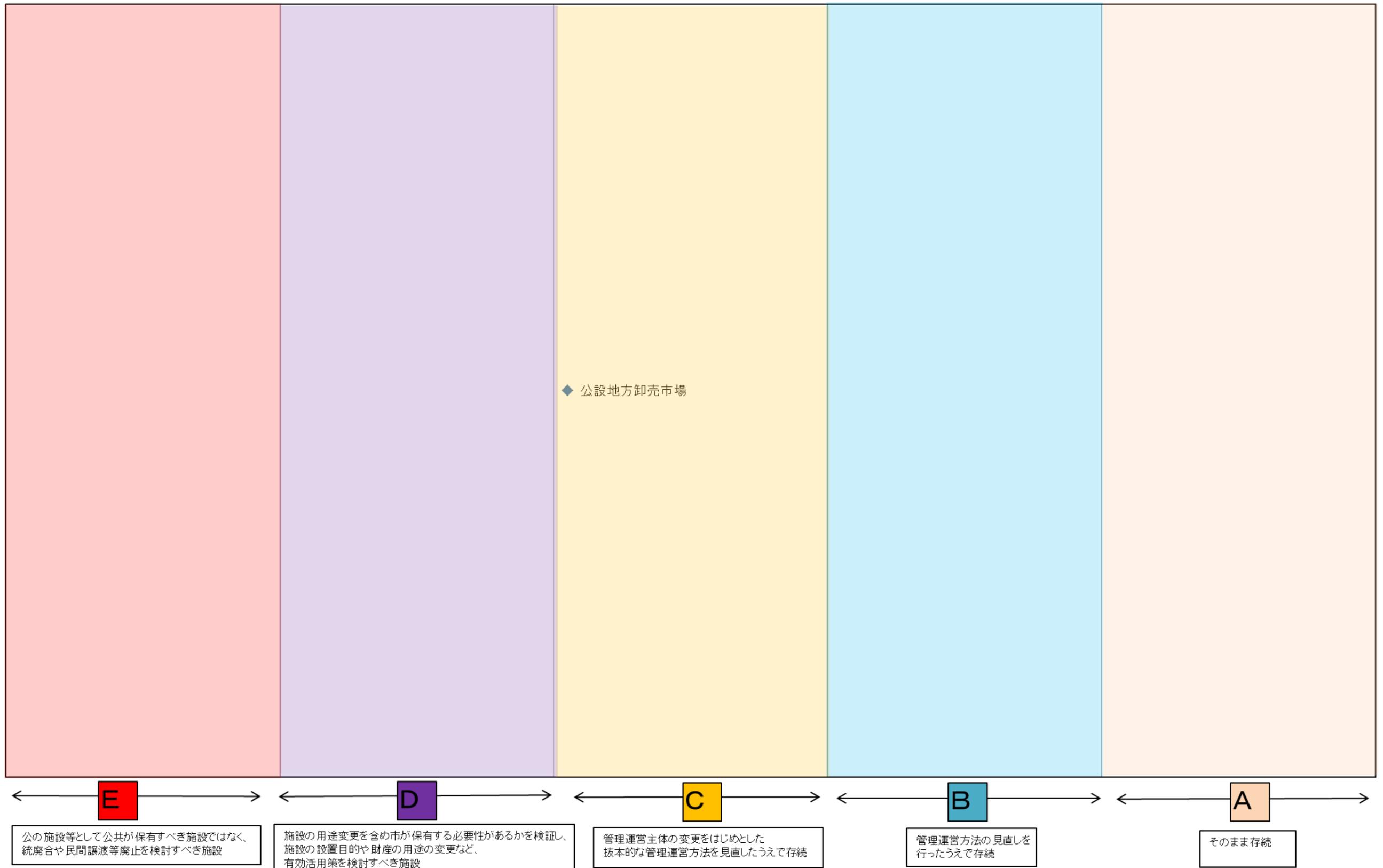
評価の概要

『その他の観光課所管施設』は、①観光情報の紹介や交通情報の案内などを行い、観光客の利便を図ることを目的に設置された「地方観光情報センター」、②来訪者に対する展望休憩及び展示を目的に設置された「来島海峡展望館」、③野間馬の保存育成及び活用を図るために設置された「野間馬ハイランド」、④都市部と農村の交流を深め、地域農業の振興を図ることを目的に設置された「上浦自然環境活用センター」からなるグループです。

現在、市直営の施設については、費用対効果や利用者の満足度を勘案し、指定管理者制度の導入を進めるなど、民間の活力による管理運営方法を検討していきます。

「上浦自然環境活用センター」については、老朽化が進み利用実態もないため、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】36公設地方卸売市場

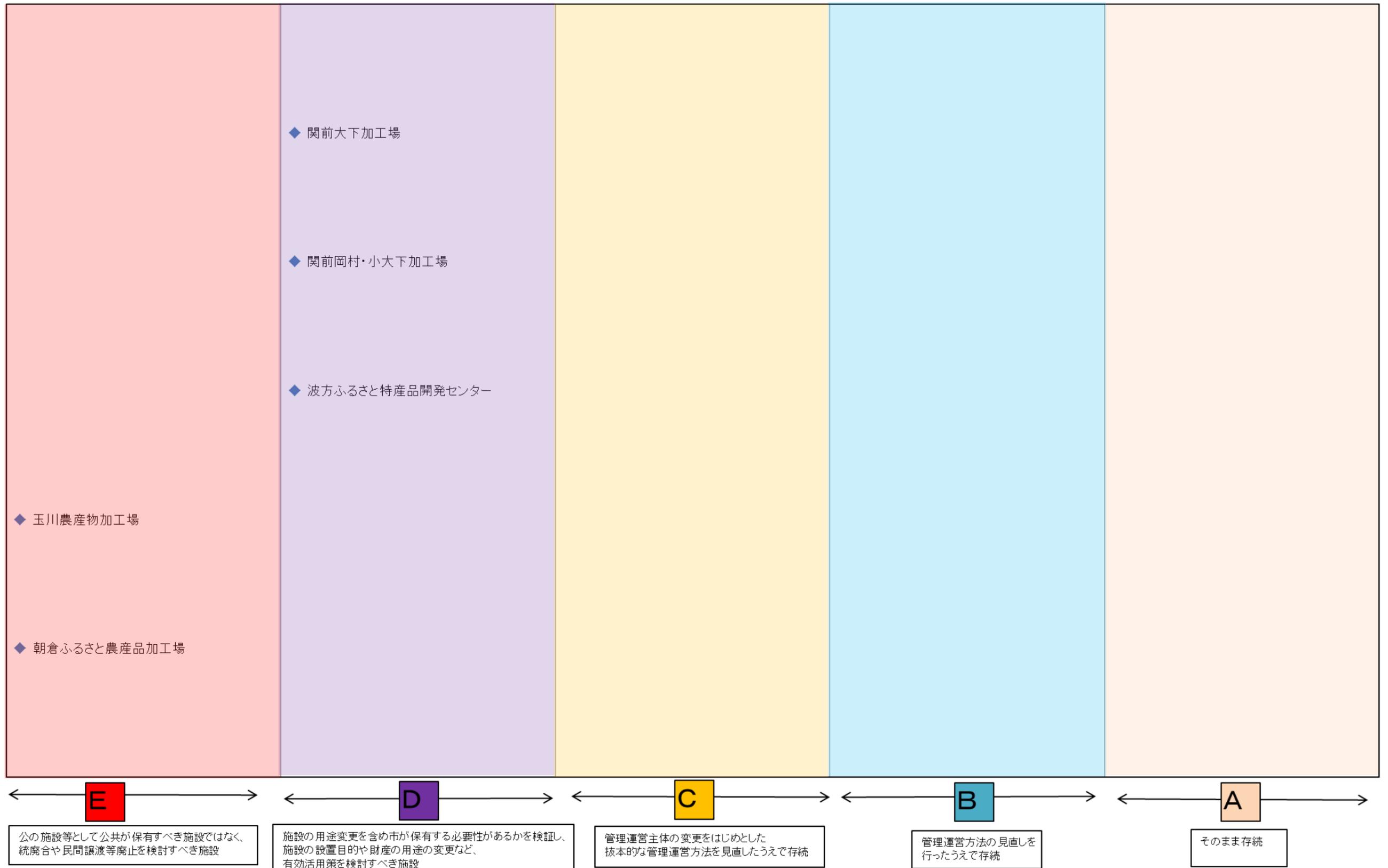


【36 公設地方卸売市場】

評価の概要

『公設地方卸売市場』は、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民等の生活の安定に資することを目的に設置された施設です。
本施設は、設置当初と比べて市が管理運営する必要性が薄らいでいるため、現在より効率的かつ効果的な管理運営方法等について見直しているところであり、引き続き民営化に向けた取組を進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】37農産物加工施設



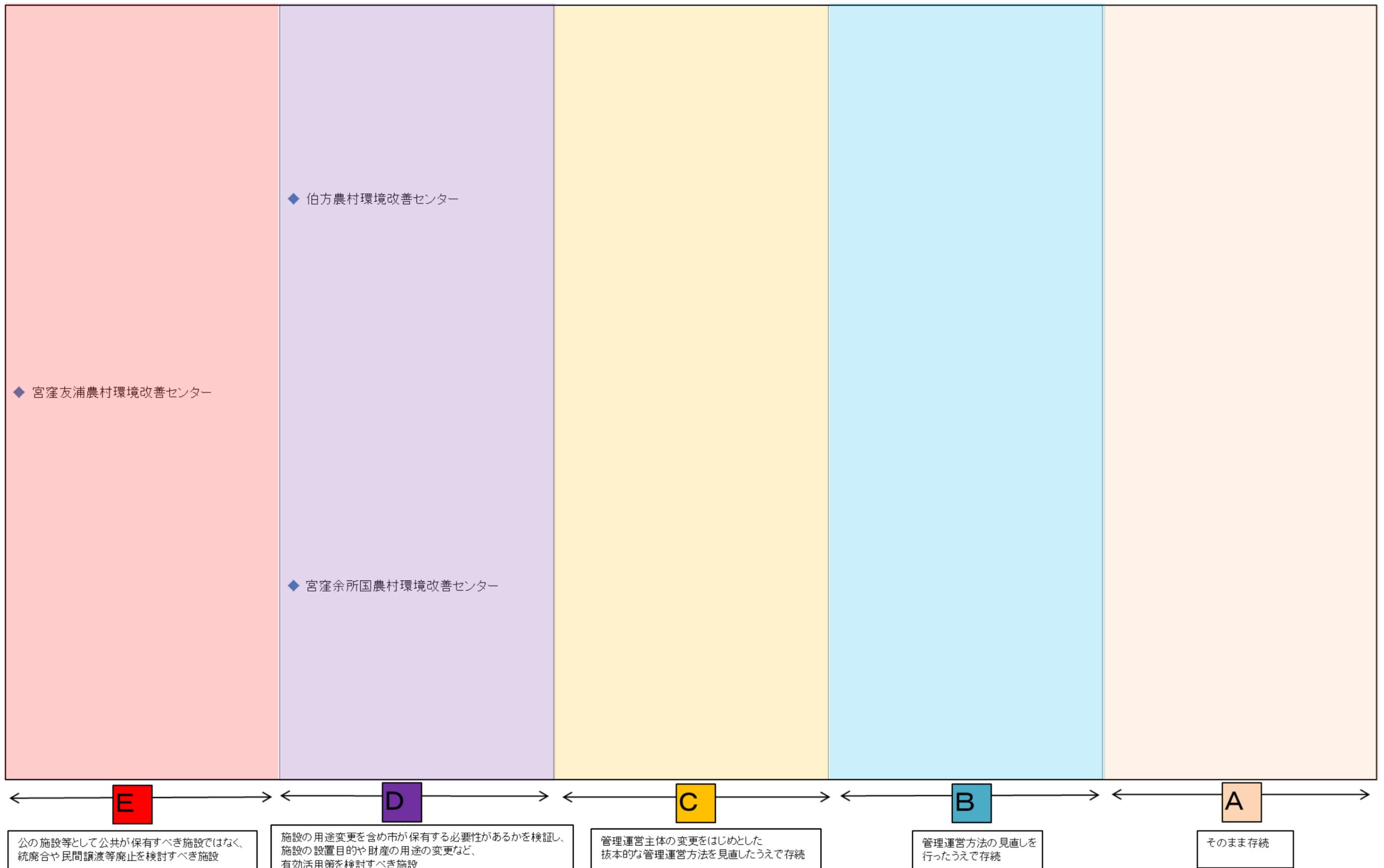
【37 農産物加工施設】

評価の概要

『農産物加工施設』は、農林水産物等を利用した加工技術及び知識の習得向上による特産品開発の拠点づくりの推進並びに本市の農業振興を図る目的で設置された施設です。本施設については、施設の老朽化が進んでいますが、設置目的にあった利用がされている現状を考慮し、当面は、管理運営経費の縮減を図り、更なる利用促進策を検討することにより維持していきます。

「今治市朝倉ふるさと農産品加工場」については、利用が限定的であり、かつ施設の老朽化も進んでいるため、施設廃止を検討すべきです。また、「今治市玉川農産物加工場」については、借地であり、かつ利用が低調であるため、民間譲渡等により廃止を検討すべき施設となります。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】38農村環境改善センター

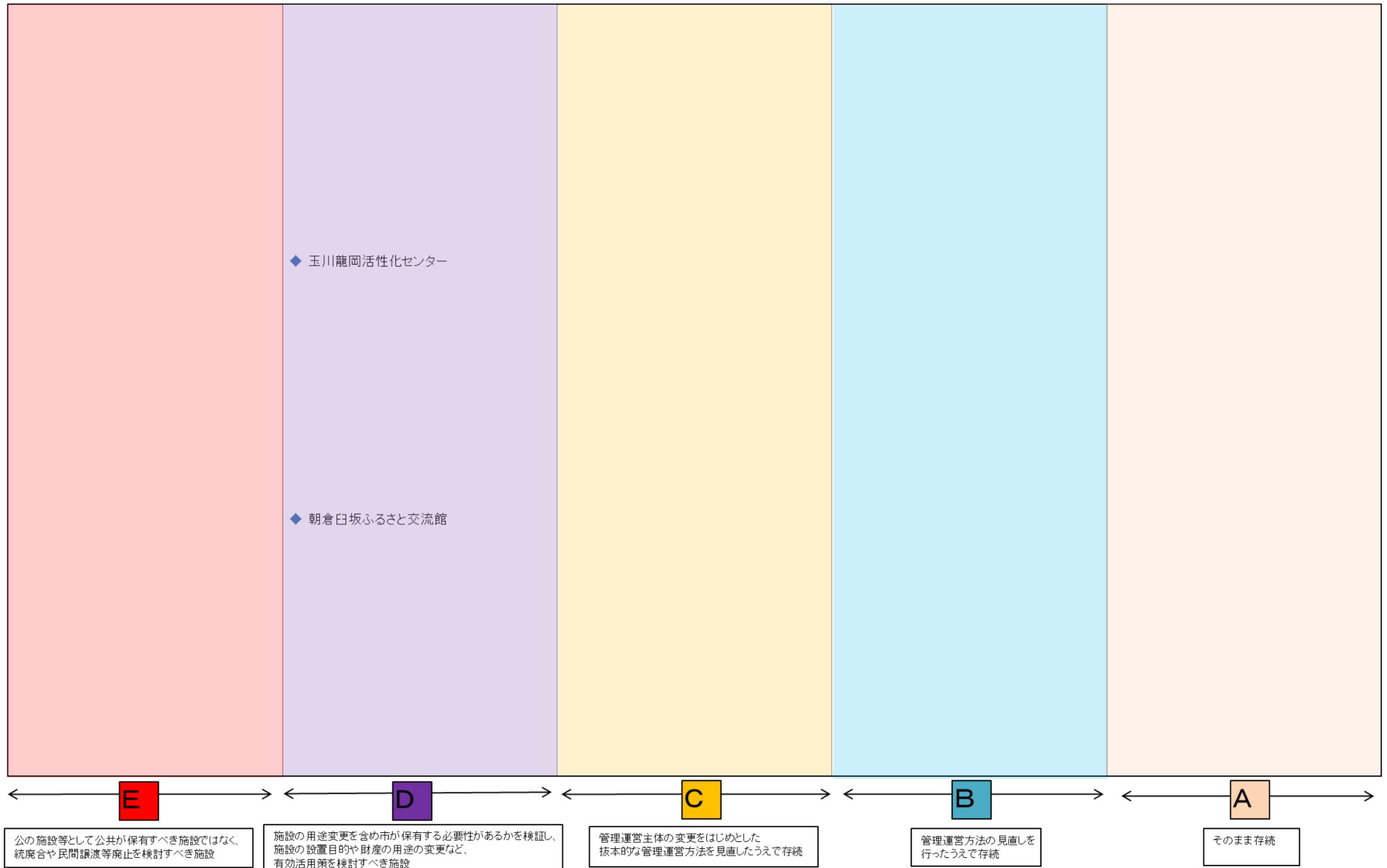


【38 農村環境改善センター】

評価の概要

『農村環境改善センター』は、地域住民の生活環境、文化、教養の向上及び農林業の振興、福祉の増進を図ることを目的として設置された施設です。
本施設については、利用が低調であり、本来の設置目的とは異なる集会所的な利用となっているため、利用者のニーズに即した用途変更を検討していきます。
「宮窪友浦農村環境改善センター」については、利用が低調であり、かつ借地であるため、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】39直売施設



【39 直売施設】

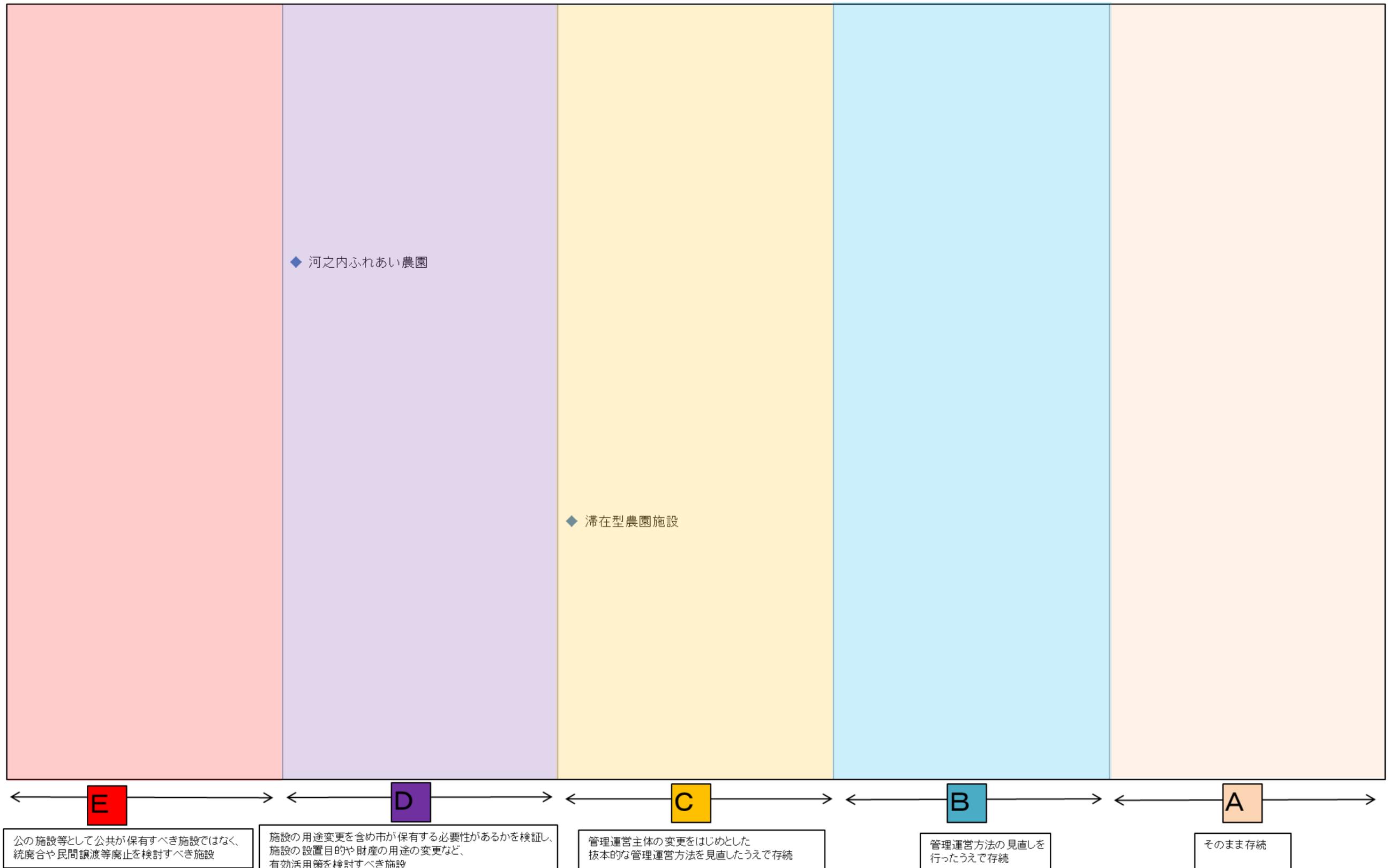
評価の概要

『直売施設』は、地域特産品の開発、製造及び販売、食堂の経営、観光情報の提供に関する事業を行い、地域住民のふれあいと本市の産業振興、地域農業の振興を図る目的で設置された施設です。

本施設については、地元グループ等が1年間の使用許可を受け利用している施設と指定管理者制度を導入している複合施設があり、効率的な管理運営を行っています。

今後も更なる有効活用策を検討し、社会環境の変化、利用者ニーズにあった管理運営を進めていきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】40自然農園

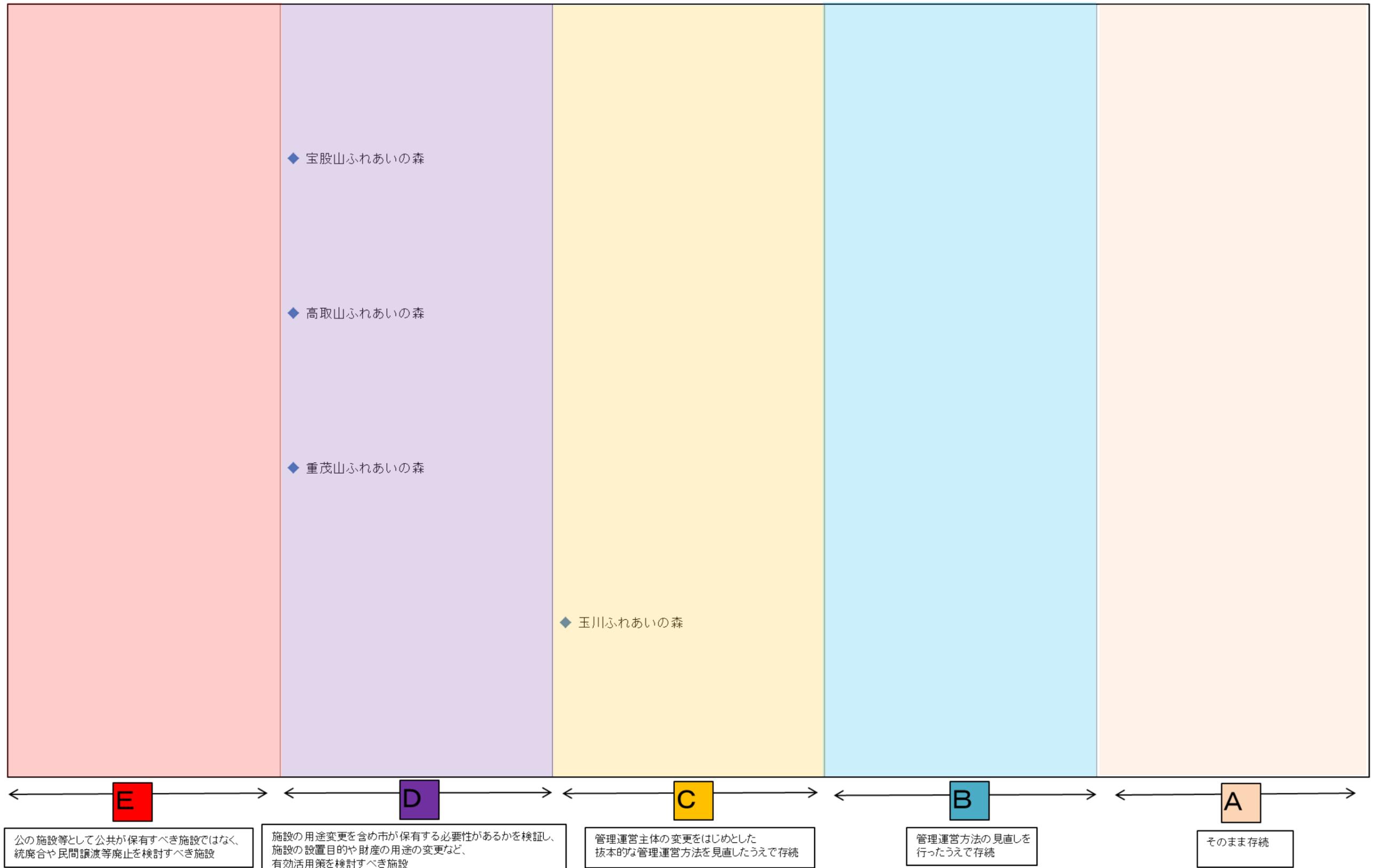


【40 自然農園】

評価の概要

『自然農園』は、地域住民との継続的な農業体験と交流活動を通じて、農地の保全と中山間地域の活性化を図ることにより地域農業の振興を図ることを目的として設置された施設です。
本施設については、市直営で管理運営していますが、利用が低調な施設については指定管理者制度の導入を検討するなど、民間等による管理運営方法を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 41森林館

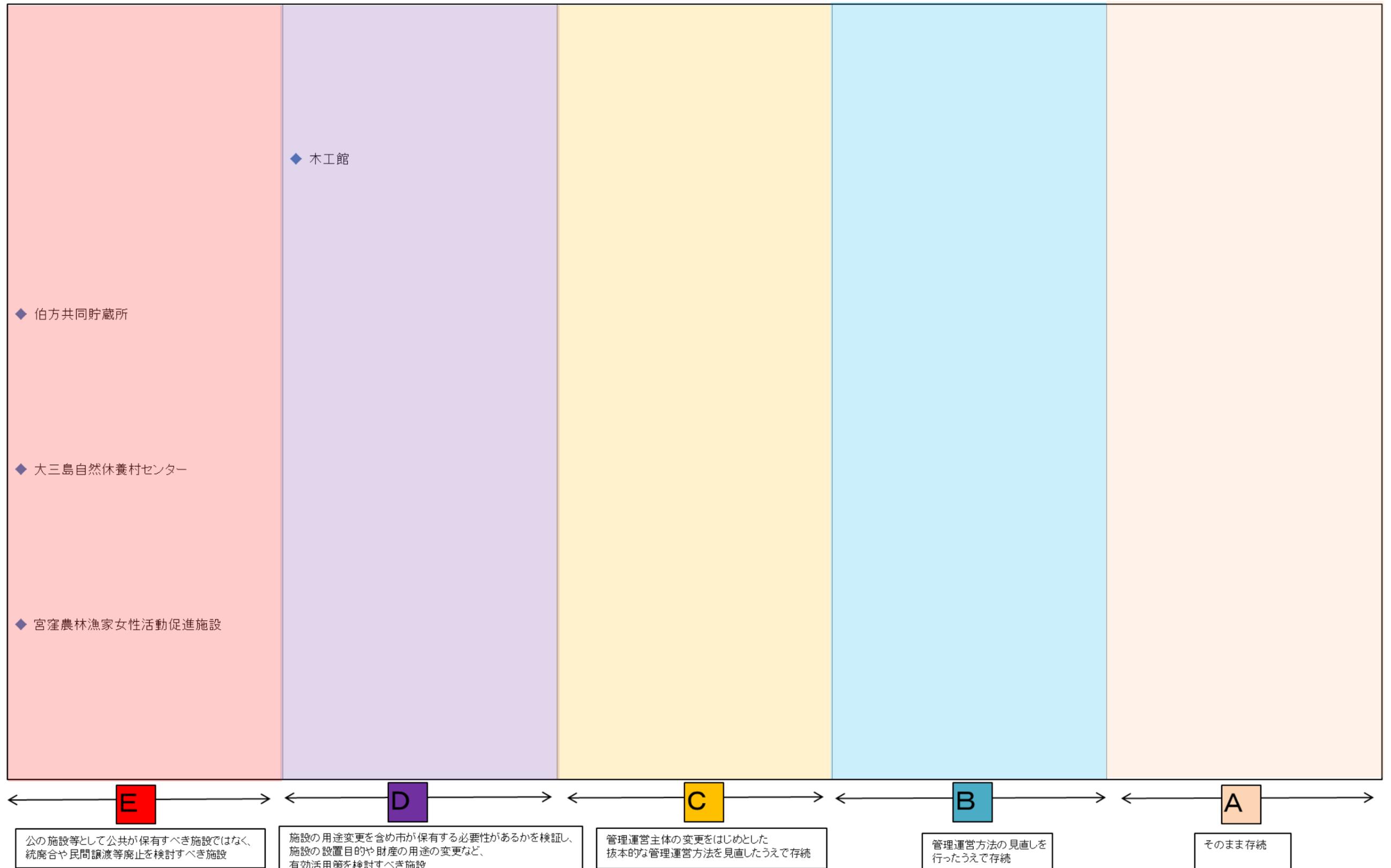


【41 森林館】

評価の概要

『森林館』は、地域住民の森林に対する理解を深め、保健休養に資するとともに都市と山村との安定的な交流の拠点とすることを目的に設置された施設です。今後は、地域が主体となったイベントや施設のPRを仕掛ける等の利用促進策を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【産業振興施設】 42その他の農林振興課所管施設



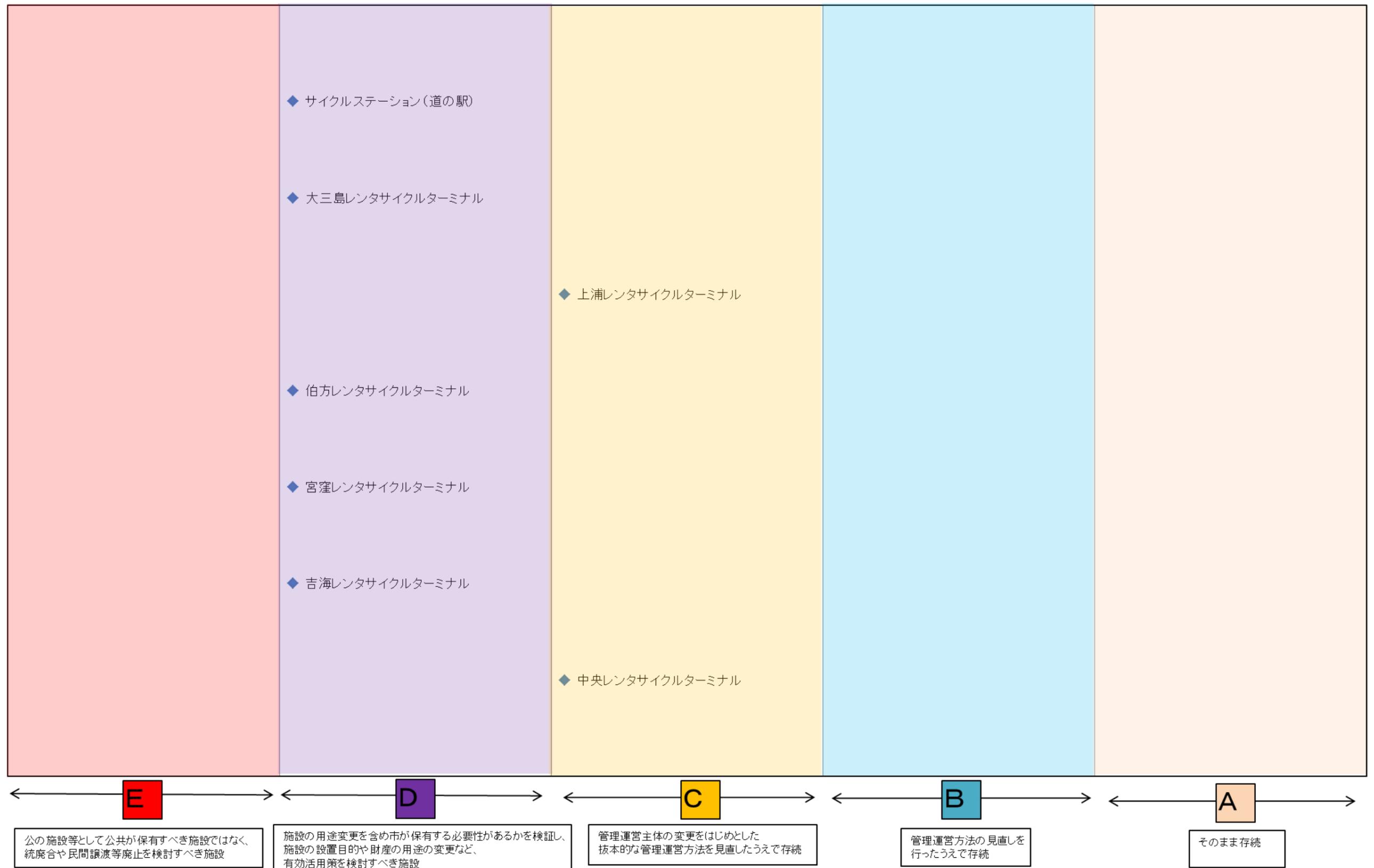
【42 その他の農林振興課所管施設】

評価の概要

『その他の農林振興課所管施設』は、①地域特産品生産加工施設を設けることにより、農漁家所得の向上と雇用の拡大を図るとともに、都市との交流を目指すことを目的として設置された「宮窪農林漁家女性活動促進施設」、②訪れる観光客の利便性を図ることを目的として食堂及び直売所を設置した「大三島自然休養村センター」、③地域の農業経営の安定と農家経済の向上に資することを目的として設置された「伯方共同貯蔵所」、④木材産地である地域の木材加工・利用技術の継承を目的として設置された「木工館」からなるグループです。

「宮窪農林漁家女性活動促進施設」については、食堂はスポーツ大会等の実施日に利用が偏っており、加工場においては、年間数回の利用しかありません。また、「大三島自然休養村センター」については、既に閉鎖されており、「伯方共同貯蔵所」については、特定の個人利用であり、老朽化も進んでいます。よって、民間譲渡又は廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【レクリエーション・スポーツ施設】 43レンタサイクル施設

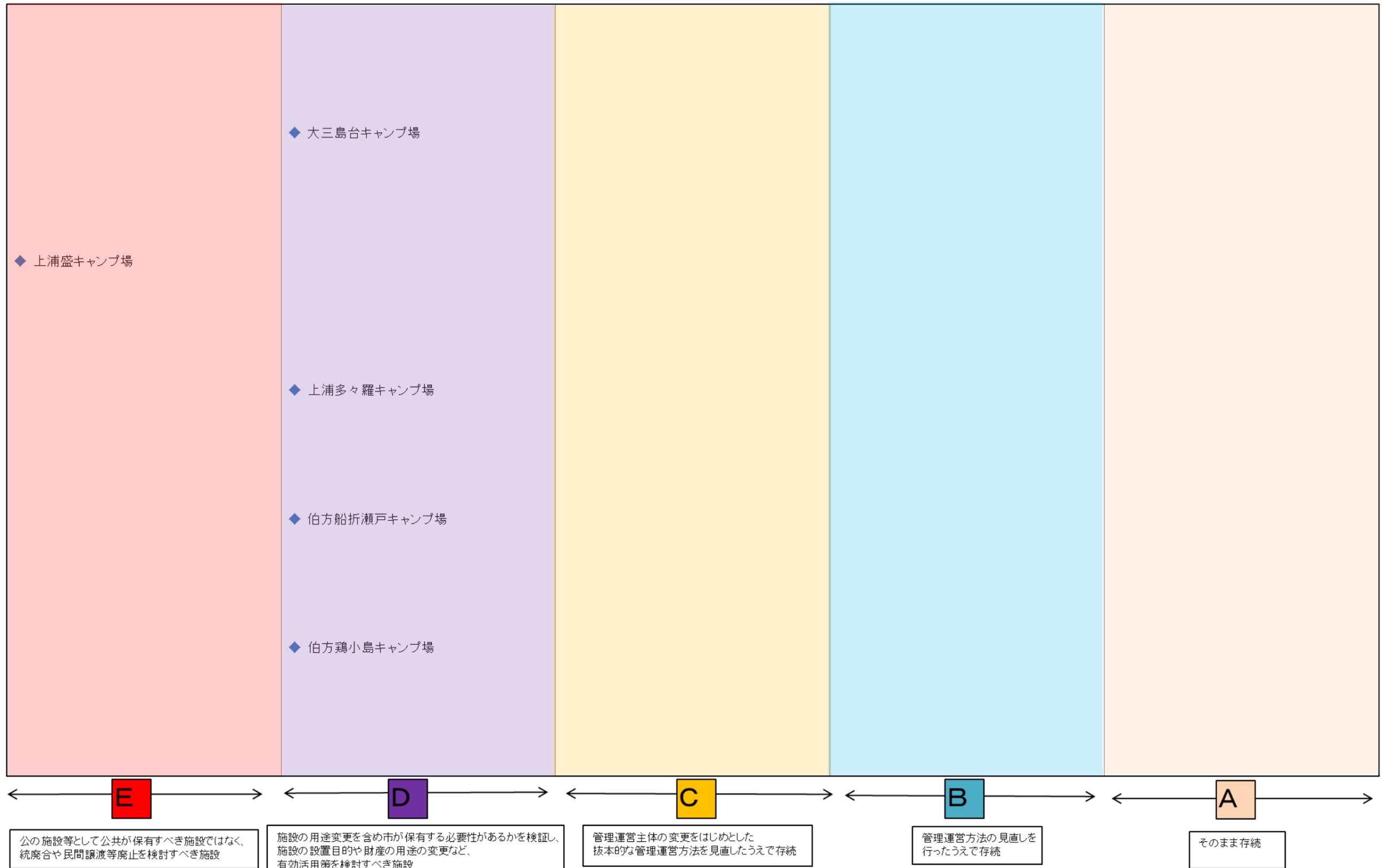


【43 レンタサイクル施設】

評価の概要

『**レンタサイクル施設**』は、サイクリングを通じて地域間交流の促進、レクリエーション及びスポーツの振興を図る目的で設置された施設です。
しまなみ海道レンタサイクルシステムの連携により、相互乗り捨てが可能な施設については、指定管理者制度を導入するなど効率的な管理運営を行っていますが、利用が低調な施設については、施設の特徴を活かした更なる利用促進策を検討していきます。

公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【レクリエーション・スポーツ施設】 44キャンプ場



【44 キャンプ場】

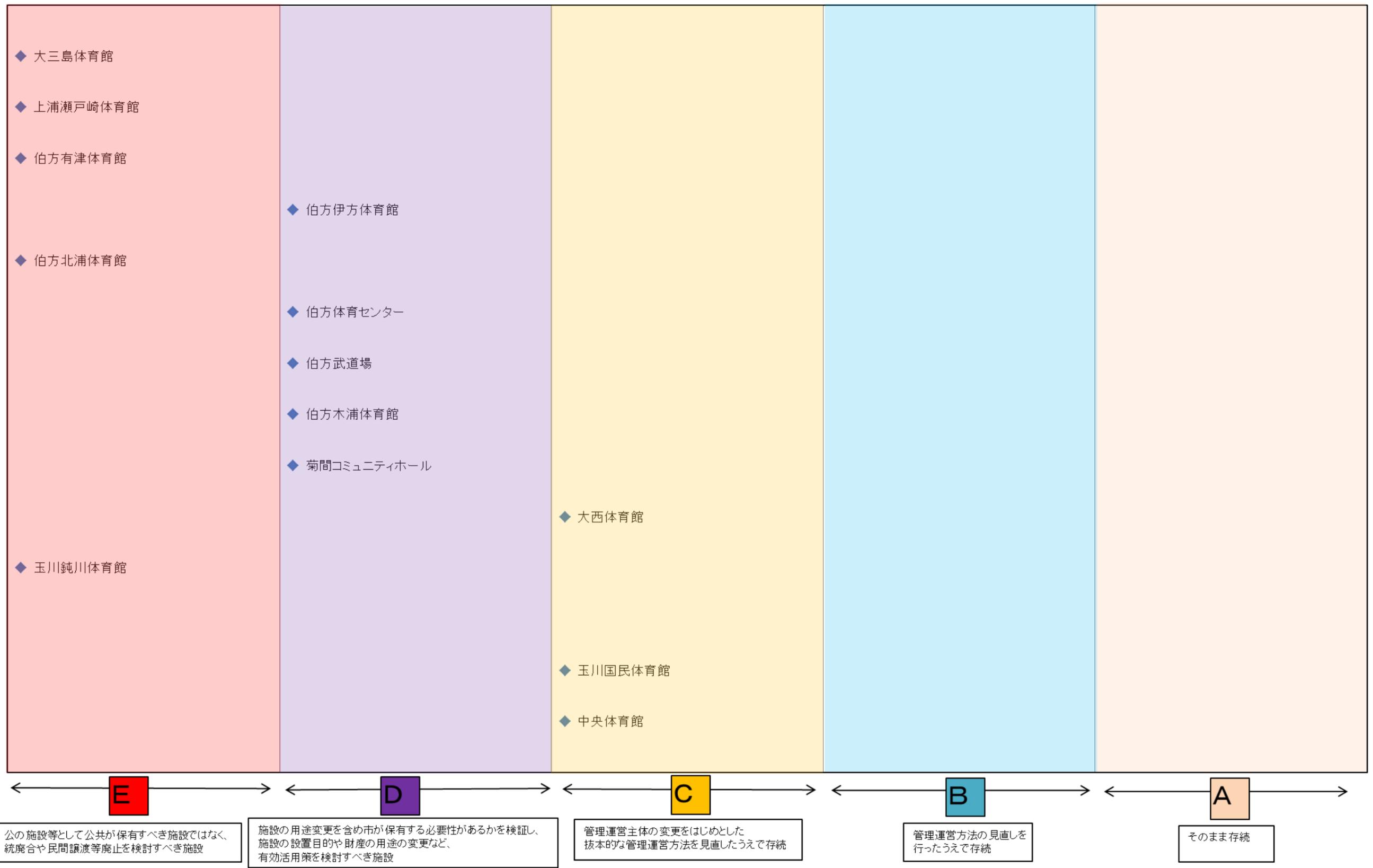
評価の概要

『キャンプ場』は、体験型レクリエーションの場を確保し、以って地域産業の育成及び地域間交流の促進を図る目的で設置された施設です。

現在、市内には、公の施設としてのキャンプ場が5か所設置されていますが、今後は指定管理者制度の導入の可能性を探りつつ、施設の大規模改修時や更新時には、利用状況を踏まえ、施設の無料化や統廃合を検討していきます。

「上浦盛キャンプ場」については、利用が低調なことから同地域のキャンプ場に集約し廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【レクリエーション・スポーツ施設】 45体育館



【45 体育館】

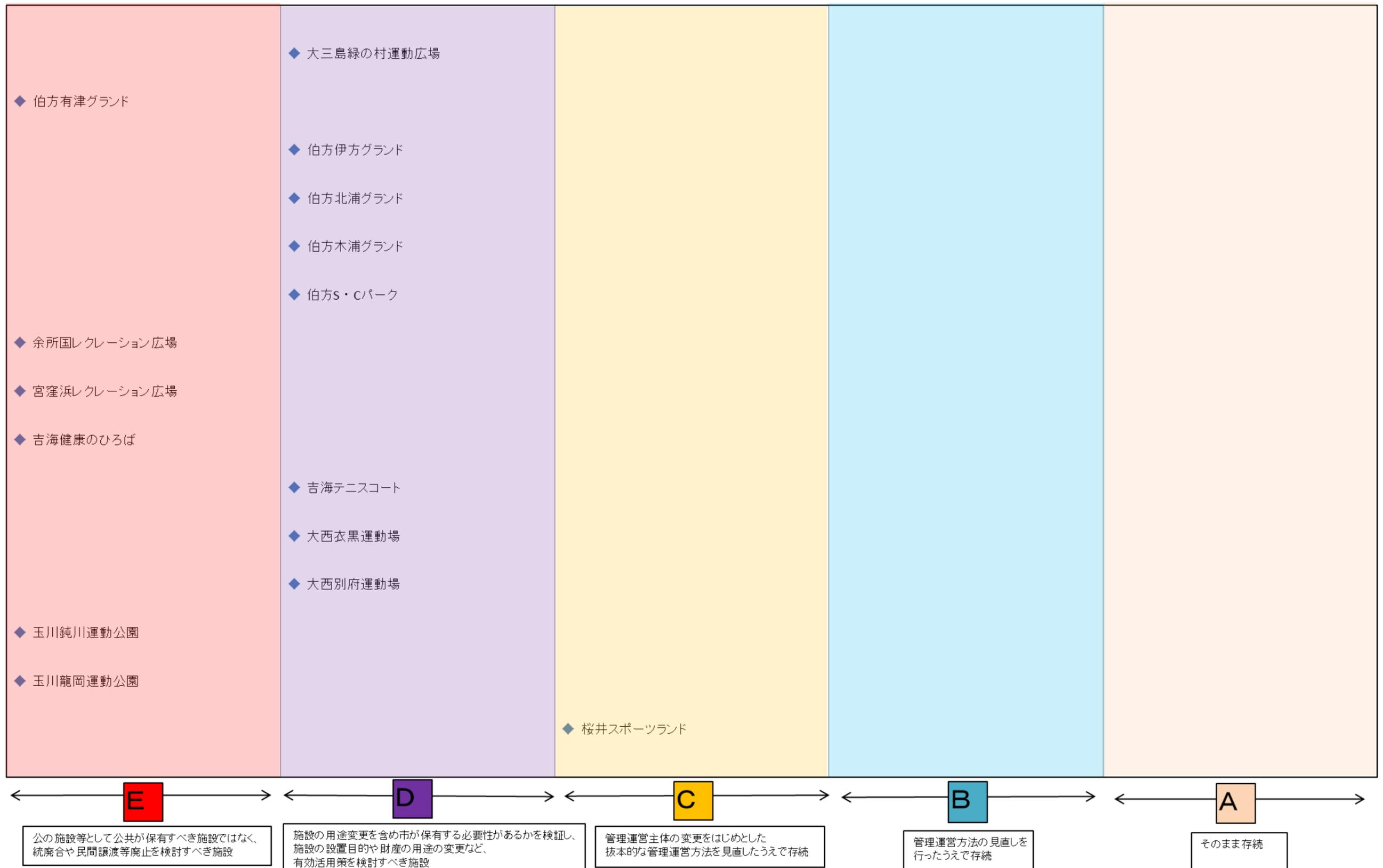
評価の概要

『体育館』は、地域住民のスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、各自が自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができ、地域住民の健康増進へ寄与することを目的とした、今治市営体育館条例において設置された施設です。

「今治市スポーツ施設整備計画」を策定しており、この計画に沿った施設整備を行っていきます。

特に伯方地域では、小学校廃校後の体育館が各地区に残っており、「伯方北浦体育館」及び「伯方有津体育館」については、老朽化し、利用も低調なことから、その機能を近隣の体育館に集約し廃止を検討すべきです。また、「玉川鈍川体育館」、「上浦瀬戸崎体育館」及び「大三島体育館」についても、利用実態、維持管理経費等を考慮し、近隣の体育館に集約し、廃止を検討すべきです。よって、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【レクリエーション・スポーツ施設】 46スポーツランド



【46 スポーツランド】

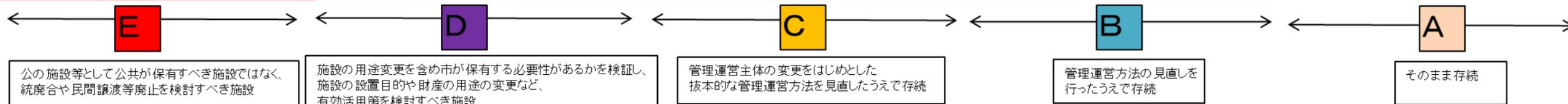
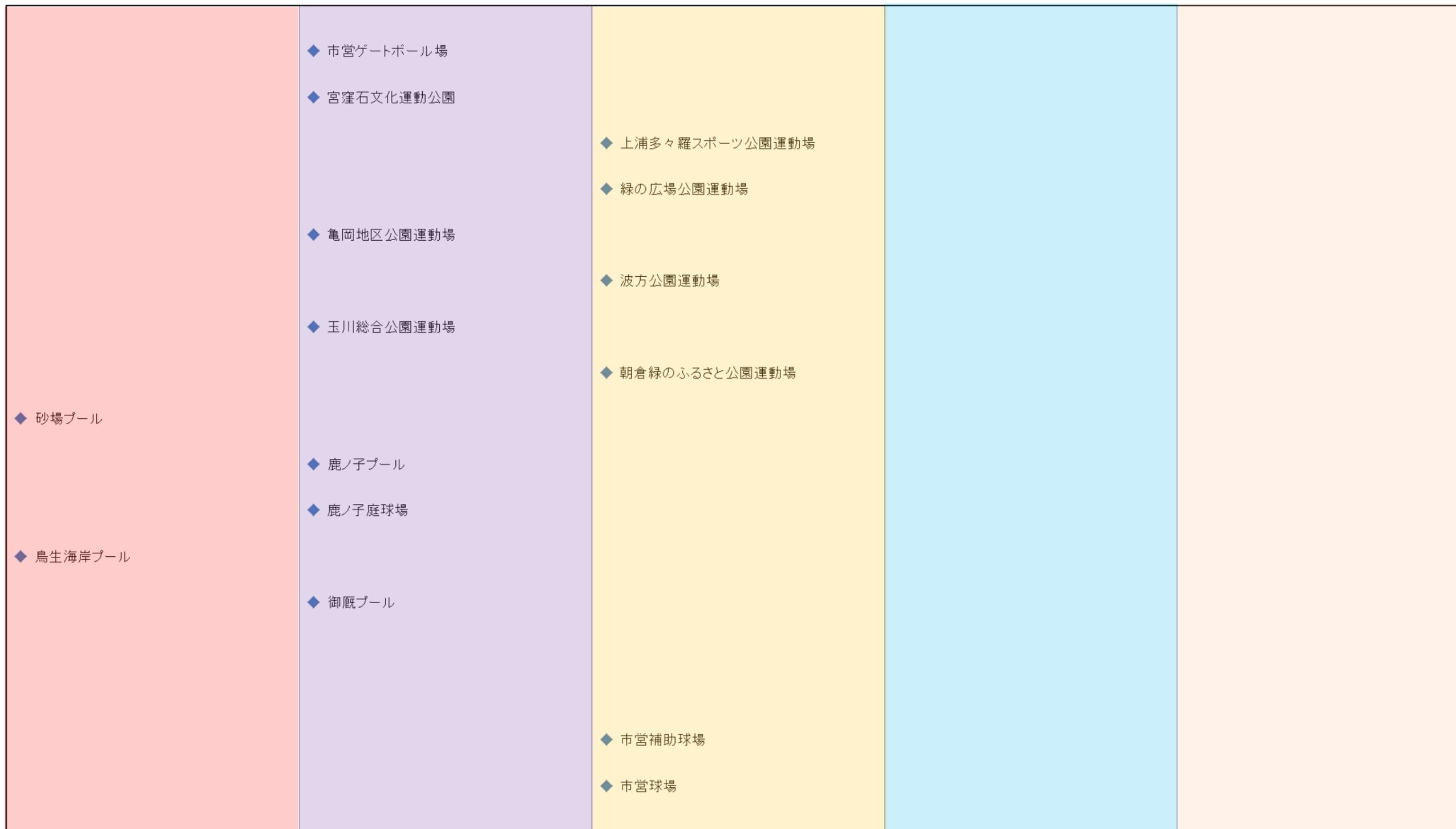
評価の概要

『スポーツランド』は、地域住民のスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、各自が自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができ、地域住民の健康増進へ寄与することを目的とした、今治市営スポーツランド条例において設置された施設です。

「今治市スポーツ施設整備計画」を策定しており、この計画に沿った施設整備を行っていきます。

「玉川龍岡運動公園」、「玉川鈍川運動公園」、「吉海健康のひろば」、「宮窪浜レクリエーション広場」、「余所国レクリエーション広場」及び「伯方有津グラウンド」については、同一中学校区内にある同一機能を有した施設間の整理統合が必要であり、現在の利用実態や維持管理経費等を考慮し、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針（グループ別）【レクリエーション・スポーツ施設】 47運動場等



【47 運動場等】

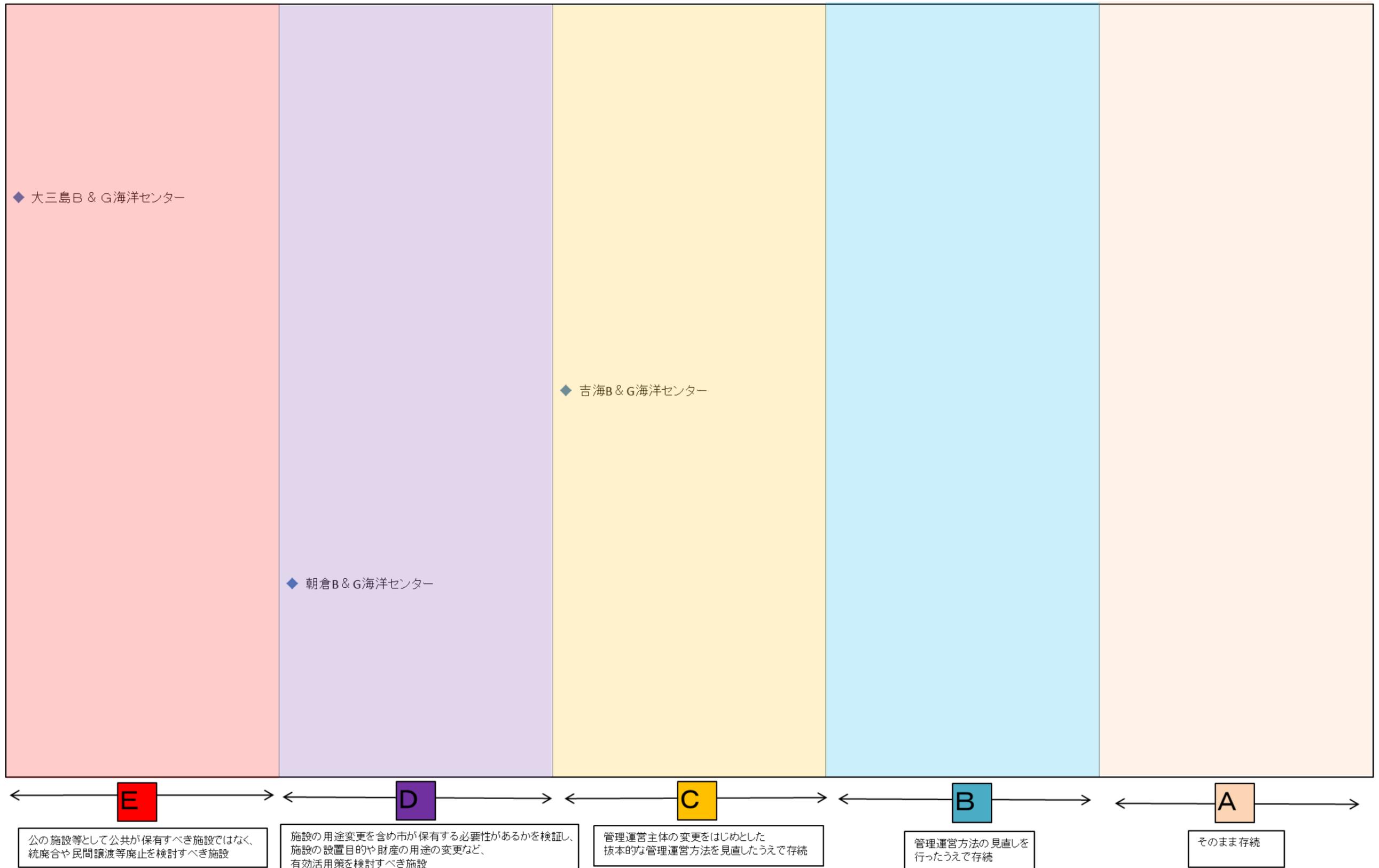
評価の概要

『運動場等』は、地域住民のスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、各自が自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができ、地域住民の健康増進へ寄与することを目的とした、今治市営運動場条例において設置された施設です。

「今治市スポーツ施設整備計画」を策定しており、この計画に沿った施設整備を行っていきます。

プールについては、維持管理コストが多くかかるため、廃止、統廃合の検討が必要となります。特に、「鳥生海岸プール」及び「砂場プール」については、現在の利用実態、維持管理経費等を考慮し、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別)【レクリエーション・スポーツ施設】 48B & G海洋センター



【48 B&G海洋センター】

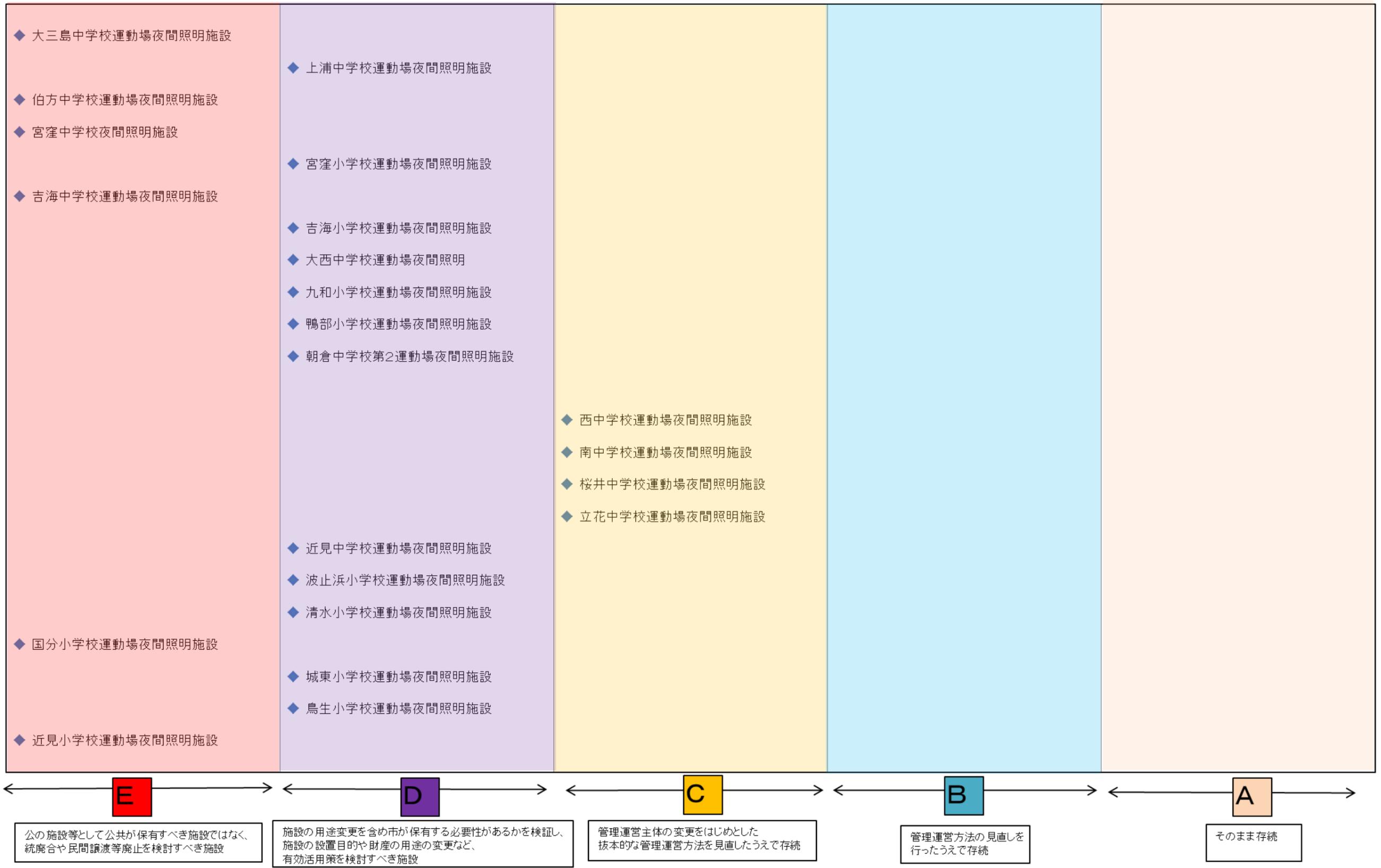
評価の概要

『B&G海洋センター』は、青い海と緑の大地を活動の場として、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通じて、次代を担う青少年の健全育成と幼児から高齢者まで地域住民の心とからだの健康づくりを推進することを目的とした施設です。

市内には、3か所のB&G海洋センターが設置されています。今後は、指定管理者制度の導入を進めるなど、管理運営方法の見直しや、施設の特徴を活かした更なる利用促進等を検討していきます。

「大三島B&G海洋センター」については、現在の利用実態、維持管理経費等を考慮し、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。

公の施設等評価及びあり方方針(グループ別) 【レクリエーション・スポーツ施設】 49夜間照明施設



【49 夜間照明施設】

評価の概要

『夜間照明施設』は、地域住民に身近な存在である学校運動場に照明設備を設置し、身近な社会体育施設として、地域住民が健康状態に応じたスポーツに励むことができるよう整備した施設です。

市内には、23か所の学校運動場夜間照明施設が設置されていますが、「今治市スポーツ施設整備計画」に沿った施設整備を行っていきます。

現在、学校運動場は教育施設、夜間照明施設は社会体育施設として、管理主体が異なりますが、今後管理主体の一元化を図り、より効率的かつ効果的な管理運営を検討していきます。

「吉海中学校運動場夜間照明施設」、「宮窪中学校夜間照明施設」、「伯方中学校運動場夜間照明施設」及び「大三島中学校運動場夜間照明施設」については、利用実態が無く、また「近見小学校運動場夜間照明施設」、「国分小学校運動場夜間照明施設」については、利用実績を踏まえ、同一中学校区内の同一機能の施設に集約を行い、廃止を検討すべき施設として、総合評価結果は「E」評価となっています。